

第5章 文化財の保存・活用に関する方針と取組

1 文化財の保存・活用に関する基本的な考え方

(1) 文化財の保存・活用に関する基本理念と施策の方向性

本計画においては、文化財の保存・活用を推進するにあたり、「川崎市文化財保護活用計画」の理念「文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくり」を継承します。

基本理念 「文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくり」

文化財は、歴史や文化の営みのなかで、自然環境や社会、生活を反映して生まれ、継承されてきた地域のたからです。文化財は歴史や文化を正しく理解するために必要不可欠なものであり、将来の文化の向上、発展の基礎となるものです。文化財を保存・活用することを通じて、地域の人と人がつながり、共に学び楽しみ活動することで、地域のたからを守り、育む、魅力あるまちづくりに寄与します。

また、基本理念を実現するため展開する施策の方向性についても、「川崎市文化財保護活用計画」を踏襲し、次の3つとします。

施策の方向性①「文化財の価値の共有と継承」

文化財を市民共有の財産として、長く将来にわたって守り伝えるため、その価値を市民と共有し、継承していくことが必要です。

施策の方向性②「文化財の魅力を生かした地域づくり」

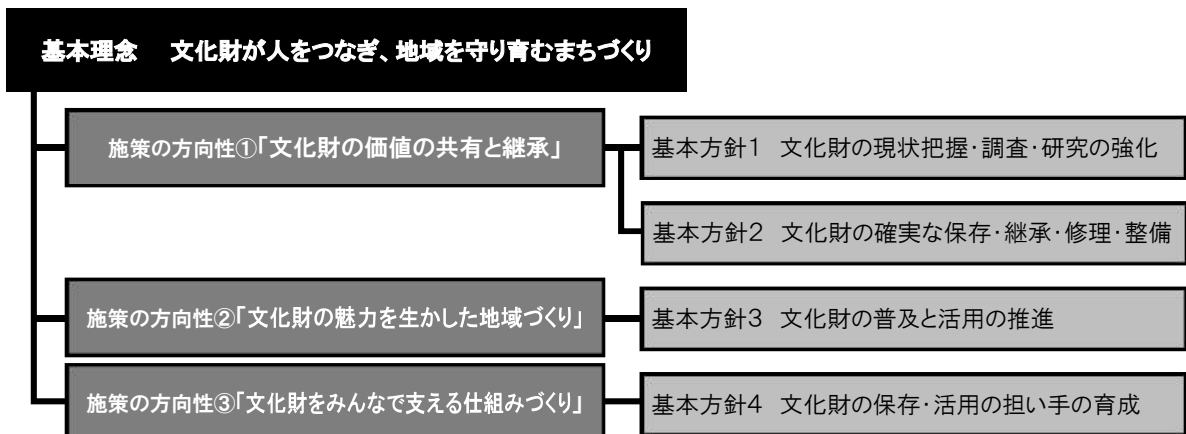
市民自らが暮らす地域の歴史や文化財を知り、地域資源として魅力あるまちづくりに生かす取組をより一層進めていきます。

施策の方向性③「文化財をみんなで支える仕組みづくり」

文化財を次世代に継承するためには、行政や関係機関とともに、市民や市民団体、教育機関、企業等の幅広い参加により保存・活用をしていくことが必要です。そのための仕組みづくりに取組みます。

(2) 文化財の保存・活用に関する基本方針

第4章で整理した「川崎市文化財保護活用計画」における取組をもとに、本計画では、基本理念の実現のため、3つの施策の方向性をもとに取組を展開します。このため、文化財の保存・活用に関する4つの基本方針を設定しました。



2 文化財の保存・活用に関する現状と課題

第4章で整理したこれまでの取組の課題を踏まえつつ、文化財の保存・活用に関する4つの基本方針のもと、本計画において対応すべき課題を以下に示しました。

(1) 文化財の現状把握・調査・研究の強化

市域の文化財を適切に保存・活用するためには、文化財の現状や価値を適切に把握することが必要です。

分類	対象の文化財類型	現状の取組	課題
① 文化財の適切な現状把握※¹			
指定文化財	有形文化財 民俗文化財 記念物	・職員や文化財調査員による定期的な保存状況の把握の実施 ※日本民家園他の建造物・彫刻・絵画、記念物、有形の民俗文化財等	・適切な文化財の保存・活用を進めるためには、今後も文化財の現状把握調査が必要である。
地域文化財	※ ² 6 類型共通	・川崎市地域文化財顕彰制度の運用による把握	・市地域文化財の決定数の増加に伴い、決定後の現状把握ができていない文化財がある。
未指定文化財	6 類型共通	・昭和40年代から市や県の教育委員会が主体となり、石造物や有形・無形の民俗文化財・古文書等各種文化財の所在把握調査を実施	・開発による地形や景観の変化、住居表示の実施、生活様式の変化、所有者の代替わり等により文化財を取り巻く環境が大きく変化しており、過去の各種文化財調査の追跡調査が必要である。 ・特に有形・無形の民俗文化財分野の把握調査が進んでいない。
		・平成29(2017)年度に川崎市地域文化財顕彰制度を創設、未指定文化財を把握	・川崎市地域文化財顕彰制度を運用することで未把握の文化財の把握を進める必要がある。
		・近現代の歴史文化を表す文化財の把握	・近現代の文化財は、変化が激しく文化財調査の範囲や方法の設定が難しいため、把握が進んでいない。
② 文化財調査情報の適切な管理			
指定文化財	有形文化財 民俗文化財 記念物	・調査員が作成した報告書は対象ごとにファイリングし、経年の変化等を把握できるように管理	・古い調査資料や報告書のデジタル化がなされておらず、情報の検索に時間を要する。 ・文化財に係る情報のデータベースが必要である。
地域文化財	6 類型共通	・川崎市地域文化財に決定した際に地域文化財台帳を作成	・台帳情報の更新が適切に行えていない。 ・文化財に係る情報のデータベースが必要である。

※¹ これまでに実施した各分野の調査状況と課題は表2「文化財の現状把握調査の状況」のとおり。

※² 対象の文化財類型のうち、6 類型共通は、文化財の6つ類型(有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群)に共通していることを表す。

分類	対象の文化財類型	現状の取組	課題
③ 文化財の価値を明らかにするための調査・研究			
指定文化財	記念物 (遺跡関係)	・橋樹官衙遺跡群の国史跡指定に伴い、遺跡群の範囲や価値を明らかにするための調査を継続的に実施	・橋樹官衙遺跡群は、関連する範囲が広大かつ、都市化が現在形で進行しているため、弾力的な対応が必要である。
		・指定や整備の後は、保存のため調査せず、現状維持を図っている ※馬絹古墳 等	・指定が古く、長年調査が行われていない史跡には、近年の調査研究の進展を背景にした再評価のための調査・研究が必要である。
地域文化財	6 類型共通	・川崎市地域文化財決定に際し、調査履歴の整理や聞き取りを行う等の最低限の調査を実施	・決定後の地域文化財について法令に基づく指定や登録等の候補となるような個別調査を実施するに至っていない。
未指定文化財	6 類型共通	・指定文化財の現状把握調査実施時に、同じ所有者が管理している未指定文化財の確認を実施	・現状把握が進んでおらず、法令に基づく指定や登録等の候補となるような個別調査を実施するに至っていない。

表2 文化財の現状把握調査の状況

種別／区分	これまでの調査状況	課題
有形文化財		
建造物	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県による全体像把握のための調査が実施され、近代和風建築、近世社寺建築、近代化遺産(建造物)、近現代建造物はおおよそ把握されている。 ・民俗緊急調査等を通じて、民家の調査・記録保存が行われている。 ・川崎市立日本民家園内の古民家は、文化財建造物修理主任技術者が把握し、他の建造物は所有者を通じ状況把握に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・把握のための調査で、詳細調査に至らなかった建造物の現状の把握を行う必要がある。
美術工芸品	<ul style="list-style-type: none"> ・「川崎市彫刻・絵画緊急調査」を基本とし、工芸品は「川崎市の工芸品調査」を実施している。 ・文化財調査員を任用し、寺社所有の美術・工芸・民俗文化財の計画的な現状把握を行い、必要に応じて適切な保存修理につなげている。指定文化財の調査が中心だが、指定外の作品の調査も平行して実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・寺社所有の文化財の調査が中心となっており、個人所有の国指定重要文化財の現状把握は不十分である。
古文書	<ul style="list-style-type: none"> ・「神奈川県史古文書目録」掲載の文書群を中心に、平成15(2003)年度から継続して川崎市古文書調査団による古文書所在調査を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県史目録に記載された文書はごく一部であり、調査に入ると当初の見込みとの大幅なズレが生じるため、計画を立てづらい。 ・個人所有の文書は、調査成果の公開方法を整理しておらず、迅速な公開につなげづらい。
考古資料	<ul style="list-style-type: none"> ・旧石器時代から弥生時代までの各時代の特徴的な遺跡から出土した資料は指定済。 	<ul style="list-style-type: none"> ・古墳時代以降の遺跡からの出土品は、近年の調査研究結果を整理し、再検討が必要である。
民俗文化財		
有形・無形の民俗文化財	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和50年代後半～60年代に詳細な調査、生活様式の変化を踏まえた記録保存を実施した。 ・神奈川県民俗芸能緊急調査の実施以後、市による民俗芸能のフォロー調査を実施した。 ・川崎市市民ミュージアムの開館前に、資料所在調査、その後の民俗調査等を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・有形の民俗文化財については、博物館資料調査以後、所在の変更が多くあると思われるが、追跡ができていない。 ・コロナ禍で無形の民俗文化財の活動が停滞しており、継承が危ぶまれている団体がある。
石造物	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和54・55(1979・1980)年度に全体像把握のための調査報告書を刊行した。 ・令和4(2022)年度から追跡調査を開始。川崎市地域文化財顕彰制度により、未調査の石造物の把握を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の全体像把握のための調査について、一部を除き追跡調査が行われていない。 ・関係する情報の紐づけ作業(その後の各種調査・郷土資料等との突合作業)が不十分である。
記念物		
遺跡(埋蔵文化財も含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・開発に伴う埋蔵文化財の調査が継続的に行われている。市で実施する開発に伴う試掘調査や大規模な公共工事等に伴う調査を通じて、市域の埋蔵文化財の把握に努めている。 ・指定文化財は専門職(学芸員)による巡回や確認調査で現状把握を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発掘調査は実施されているものの、埋蔵文化財に認定した資料の適切な整理作業が実施できておらず、とりまとめが必要な報告書で未刊行のものがある。
動物、植物	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年科学館を中心に、生田緑地及び市内の動植物に関する調査が市民協働でなされているが、文化財的な観点からの把握はほとんど行われていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査・保護を要する動植物及び生息地・群落について、青少年科学館との情報共有が不十分である。 ・文化財的な観点からの把握を進めるためには研究機関または研究者等との連携が必要である。
地質鉱物	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財的な観点からの把握はほとんど行われていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査・保護を要する鉱物等について、青少年科学館との情報共有が不十分である。

(2) 文化財の確実な保存・継承・修理・整備

文化財を将来にわたって保存・継承するためには、その価値を共有し、有形文化財については適切に保存修理につなげることで、無形文化財や無形民俗文化財については、継承活動への支援や後継者の育成が急務です。

分類	対象の文化財類型	現状の取組	課題
① 文化財の指定・登録、地域文化財の顕彰			
未指定文化財 地域文化財	6 類型共通	・歴史文化を理解するにあたって重要なものを文化財保護法や条例に基づく文化財として指定・登録等を行い、適切に保護している	・所在把握調査により把握した未指定文化財や地域文化財を評価し、計画的に指定・登録等していく必要がある。
地域文化財	6 類型共通	・川崎市地域文化財顕彰制度を運用し、文化財の価値を共有することで、地域と連携して保存している	・川崎市地域文化財顕彰制度を市民へ周知し、文化財関係団体との連携・協力による対象文化財のPRの継続が必要である。
② 保存活用計画や整備計画の策定と運用			
指定文化財	記念物(遺跡関係)	・「国史跡橋樹官衙遺跡群保存活用計画」の策定と運用 ・「国史跡橋樹官衙遺跡整備基本計画」の策定と計画に基づく整備の実施 ・「影向寺遺跡整備計画」の策定への協力	・国史跡橋樹官衙遺跡群の保存・活用や整備を進める上で、計画を見直す必要がある。 ・国史跡橋樹官衙遺跡群の最新の調査成果を反映し、整備計画の見直しが必要である。 ・市の進める橋樹郡家跡の史跡整備と影向寺が実施する影向寺遺跡の史跡整備の整合を図る必要がある。
③ 有形文化財の保存修理			
指定文化財	有形文化財	・指定文化財の現状把握調査で把握した要修理事物の修理に向けた調整の実施・助成金の交付 ・日本民家園の文化財建造物の耐震補強及び屋根替え等保存修理工事の計画的な実施	・文化財の保存・活用のためには、適切な保存修理を進める必要がある。 ・日本民家園の文化財建造物については、気候変動による豪雨や環境の悪化により、屋根替え等は状況を見定めつつ柔軟な運用が必要である。
地域文化財・未指定文化財	有形文化財	・修理を行う所有者への保存修理の手法や業者等に関する助言	・文化財の保存・活用のためには、適切な保存修理を進める必要がある。
指定文化財・未指定文化財	有形文化財	・令和元年東日本台風で被災した市民ミュージアムの収蔵品の修復等の実施	・令和元年東日本台風で被災した川崎市市民ミュージアムの収蔵品の修復等を進める必要がある。
④ 無形文化財・無形民俗文化財の継承			
指定文化財	民俗文化財(無形)	・各保存団体における継承活動の把握と支援	・継承方法の工夫・模索、後継者の確保・育成が急務である。
地域文化財	民俗文化財(無形)	・各保存団体における継承活動の把握 ・川崎市民俗芸能保存協会を通じて技芸継承費の交付、その他保存団体の運営等の支援	・コロナ禍において、活動が停滞した団体が多く、活動の活性化を図るため、公開機会の確保や後継者の育成による継承活動を支援する必要がある。
	無形文化財	・乙女文楽の継承活動に対する市による支援	・公開機会の拡大が必要。 ・後継者の確保・育成が急務である。

分類	対象の文化財類型	現状の取組	課題
⑤ 記念物の整備・維持管理			
指定文化財	記念物 (遺跡関係)	・子母口貝塚・馬絹古墳等地元住民が構成している史跡保存会による維持管理	・史跡保存会の構成員の高齢化に伴い、団体存続の危機にある。
		・橘樹官衙遺跡群史跡地内の除草・剪定の実施	・橘樹官衙遺跡群の公有地化の進展に伴い、維持管理範囲が拡大しており、除草や適切な維持管理が課題となっている。
		・東高根遺跡・子母口貝塚等保存した遺跡を公園等として整備し、市民に公開	・公園として親しまれてはいるが、史跡の価値を伝える活動を積極的に行う必要がある。
		・馬絹古墳石室の保存整備	・整備から30年以上が経過し、保存した石室等がその価値を維持できるような適切な遺構の保存の措置を講ずる必要がある。
⑥ 埋蔵文化財の保護			
未指定文化財	埋蔵文化財 有形文化財 (考古資料)	・開発行為に伴う埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の取扱を決定するため、試掘調査等を実施	・開発行為に伴う埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の取り扱いを適切に行うためには、遺跡の現存状況の把握が必要である。
		・文化財保護法に基づく埋蔵文化財に関する事務手続を実施	
		・開発に伴い、保存することができない埋蔵文化財包蔵地(遺跡)について、文化財保護法に基づく発掘調査を実施	・開発行為で保存することのできない埋蔵文化財包蔵地は、文化財保護法に基づき、発掘調査が必要である。 ・発掘調査後、文化財に認定した資料の適切な整理作業が必要である。
		・発掘調査等で出土した考古資料の整理・保存・活用	・活用を見越した資料の整理ができておらず、保管量が増大している。 ・資料の活用のためには、報告書や研究成果等のデータを紐づけた台帳の整備が必要である。
		・発掘調査報告書の刊行・公表	・発掘調査を記録保存すべき報告書で未刊行のものがあり、埋蔵文化財の記録保存が確実にできていない。
⑦ 防災対策の実施・防災力の向上			
共通	6 類型共通	・既存の防災・防犯マニュアルを所有者に周知、注意喚起	・庁内関連部署・博物館施設・所有者との被害想定等情報共有と連携体制の構築が必要である。 ・文化財所有者・管理者への既存の防犯・防災マニュアルの周知が不十分である。 ・被災時初動マニュアルの作成ができていない。
	有形文化財 (建造物)	・自動火災報知設備・消火器の設置・設置奨励	・自動火災報知設備・消火器を必要に応じて設置するとともに、所有者に適切な取扱方法を習得してもらう必要がある。
指定文化財	有形文化財 (日本民家園の建造物)	・日本民家園総合防災システムを稼働及び園内の安全確保	・機器の更新が追いついていない。また、「国宝・重要文化財(建造物)の防火対策ガイドライン」沿った対応が完了していない。 ・古民家の管理と利用者の安全に支障のある危険木を計画的に伐採する必要がある。
	有形文化財	・文化財防火デーに消防局と連携した防災訓練を実施、防災意識の向上に取り組んでいる	・文化財防火デーのみの取組とならないよう、広く文化財所有者・管理者の防災意識の向上を図る必要がある。

分類	対象の文化財類型	現状の取組	課題
⑧ 災害・事故発生時の迅速な対応			
共通	6 類型共通	<ul style="list-style-type: none"> 被災状況の迅速な把握、適切な初動対応 文化財レスキュー等を行う支援団体との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 災害・事故発生時の情報把握・通報の仕組みができていない。 文化財の種類や災害の種類に応じて、対応可能な支援団体の情報を把握しておく必要がある。

(3) 文化財の普及と活用の推進

積極的な情報発信や学校教育、生涯学習等で文化財の活用を進めることが必要です。

分類	対象の文化財類型	現状の取組	課題
① 文化財に関する広報活動			
共通	6 類型共通	<ul style="list-style-type: none"> 文化財解説板の設置・管理 文化財の内容や価値・調査成果の紙媒体による公開・発信 ホームページや SNS による文化財の内容や価値の発信 	<ul style="list-style-type: none"> 文化財解説板の設置状況を把握し、老朽化した解説板を計画的に更新していく必要がある。 市民のニーズに応じた手法で継続的・効果的に文化財の内容や価値、調査成果等を広報する必要がある。 デジタル技術を活用し、即時性・継続性のある発信ができていないため、多くの情報に埋もれてしまっている。
② 文化財を活用した学校教育・生涯学習			
共通	6 類型共通	<ul style="list-style-type: none"> 市・学校作成の副読本に掲載した文化財の活用、教員へ文化財情報を提供 学校への出前授業、学校による博物館施設活用の促進 区役所事業等での活用 地域の寺子屋、地域教育会議等地域における生涯学習団体での活用 	<ul style="list-style-type: none"> 地域学習担当教員への支援の仕組みづくりができていない。 学校の授業で文化財を活用するための素材提供が十分にできていない。 担当部署の連携、情報提供の仕組みの検討が必要である。 担当部署の連携、情報提供の仕組みの検討が必要である。
③ 文化財の計画的な公開による普及啓発			
共通	有形文化財 民俗文化財 (有形)	指定文化財等現地特別公開事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> 公開情報の周知手段の工夫が必要である。 文化財所有者・管理者や活用団体による公開への支援が必要である。
	無形文化財 民俗文化財 (無形)	保存団体による公開の支援	公開情報の発信のための情報把握の仕組みができていない。
	有形文化財 民俗文化財	博物館施設の展示における文化財の公開活用	展示室の環境によって展示可能な資料が限られる。
	記念物 (遺跡関係) 埋蔵文化財	発掘調査現場の見学会の実施	<ul style="list-style-type: none"> 埋蔵文化財の発掘調査や保存・活用の意義を広く発信するため、市内公共事業に伴う発掘調査に際しては見学会の実施が必要である。 公開情報の周知手段の工夫が必要である。
④ 地域づくりと一体になった文化財の保存・活用の推進			
共通	6 類型共通	関連文化財群等の考え方の提示	市民が主体的に市域の文化財を保存・活用するためには、市域の歴史文化に基づく関連文化財群や文化財保存活用区域のストーリーやテーマを理解してもらう必要がある。

(4) 文化財の保存・活用の担い手の育成

文化財所有者や行政のみならず、多様な関係者の参画と連携が必要です。

分類	対象の文化財類型	現状の取組	課題
① 文化財所有者・管理者への支援			
指定文化財	6 類型共通	・指定文化財管理奨励金の交付等財政的な支援	・文化財の保存・活用に関する文化財所有者・管理者の経済的・心理的な負担の軽減が必要である。
共通	6 類型共通	・適切な保存・活用に関する助言	・所有者の高齢化・世代交代により適切な保存管理に関するノウハウの継承が不十分な場合がある。 ・文化財の価値や調査結果について所有者との情報や保存活用の意義への認識の共有が必要である。
② 市民参加型の保存・活用体制の構築			
共通	6 類型共通	・文化財ボランティア登録制度の運用及び日本民家園ボランティア炉端の会の運営	・文化財ボランティア・日本民家園ボランティア炉端の会の登録者数を維持するためのボランティアの養成が十分にできていない。
		・講師派遣や育成支援等市民・市民団体との連携	・地域で活動する団体の把握、連携の強化、活動支援が不十分である。 ・市民・市民団体へ情報提供や講師派遣等の取組は行われているが、団体が有する人材や情報等を活用する取組が十分ではない。
③ 市の役割			
共通	6 類型共通	・関係市職員の人材育成	・文化財の現状把握や解説における職員の専門性の向上や経験の蓄積が求められている。 ・デジタルコンテンツの作成等新しい手法への対応ができる職員が必要である。 ・取組等の推進には、庁内関係職員向けの研修が必要である。
		・専門職(学芸員・文化財建造物修理主任技術者等)の活用	・専門知識、技術の確実な継承が必要である。 ・専門機関との情報共有や連携が不十分である。
		・大学・専門機関等と連携した調査研究・資料レスキューの取組	・調査研究や文化財の保存修復を進めるためには、高度な専門性をもつ機関との連携が必要である。
		・附属機関の運営 ※文化財審議会・橘樹官衙遺跡群調査整備委員会	・文化財の保存・活用を効果的に進めるためには、専門的知見を有する専門家(委員)による助言・指導が必要である。

第5章 文化財の保存・活用に関する方針と取組

分類	対象の文化財類型	現状の取組	課題
④ 文化財保護拠点の運営			
-	-	・日本民家園における古民家・民俗資料の活用	・古民家を催事会場として扱うのではなく、伝統文化への理解を深める効果的な活用が必要である。 ・収蔵資料の活用に向け、インターネット等を利用した調査研究成果の発信が必要である。
-	-	・青少年科学館における天文・自然分野の調査・研究	・天然記念物分野の把握や活用について連携強化が必要である。
-	-	・地名資料室における資料の活用	・所蔵図書・地図等の目録データの更新・公開、より積極的な資料の活用が必要である。
-	-	・歴史的資料取扱施設の連携 ※川崎市公文書館、図書館、地名資料室、市民ミュージアム、平和館、文化財課	・貴重な文化財の保存・活用のための情報共有等施設間の連携の強化が必要である。
-	-	・民間博物館施設等における文化財の保存・活用	・情報共有等連携が不十分である。
-	-	・埋蔵文化財収蔵施設における資料の整理・保管・活用	・市民ミュージアムの浸水被害により、収蔵していた考古資料が被災し、修復・再整理を行っているが、他の複数の収蔵場所を含め適切な整理作業・保存管理ができていない。
-	-	・新たなミュージアムの整備に向けた検討	・取り扱う資料・作品の分野の整理や、市民ミュージアムの修復収蔵品の活用方法に係る検討が必要である。 ・収蔵庫や展示室等資料・作品の保管・展示を行う諸室の規模等に係る検討が必要である。
-	-	・博物館の登録・指定	・R5.4.1 施行の改正博物館法への対応が必要である。
⑤ 市内関係部局及び県・他市町村等との連携			
-	-	・川崎市文化財保護活用計画推進会議の運営	・連携・情報共有の強化が必要である。
-	-	・国・県主催会議・研修会等への出席	
-	-	・博物館施設職員の県博物館協会等での交流	

3 文化財の保存・活用における個別の取組方針

本計画では、4つの基本方針のもと、現状と課題を踏まえて整理した保存・活用における個別の取組方針を設定します。その上で、具体的な取組を計画的に確実に推進していきます（取組については第5節参照）。

（1）文化財の現状把握・調査・研究の強化

（1）-1 文化財の適切な現状把握

指定等文化財や地域文化財等を将来にわたって適切に保存・活用するため、定期的に現状把握調査を行います。

未指定文化財の把握については、川崎市地域文化財顕彰制度の運用や、過去の文化財調査を基礎情報とした追跡調査等によって進めます。

特に本市の歴史文化の大きな特徴の一つである近現代の文化財については、積極的に調査を行い把握に努めます。

（1）-2 文化財調査情報の適切な管理

文化財の名称・所在地・数量等の基礎情報、調査研究の成果、写真等をデジタル化するとともに、指定等文化財や川崎市地域文化財の台帳の適切な更新や調査報告書等の関連情報の紐付けを行い、データベースの構築を目指します。

（1）-3 文化財の価値を明らかにするための調査・研究

指定候補となる個別の文化財や再評価が必要な文化財について調査・研究を行い、その価値を明らかにします。

（2）文化財の確実な保存・継承・修理・整備

（2）-1 文化財の指定・登録、地域文化財の顕彰

調査で価値が明らかになった指定候補の文化財のうち、基準に照らして重要なものの指定・登録を計画的に進めます。

また、川崎市地域文化財顕彰制度を運用し、推薦され把握した文化財について、更なる保存・活用を図ります。

（2）-2 保存活用計画や整備計画の策定と運用

個別の指定等文化財について、既存の保存活用計画や整備基本計画等に基づき、適切な文化財の保存と整備による活用を進め、必要に応じて計画の見直し・改定を行います。

文化財の所有者や管理者（影向寺）による計画の策定や運用についても、国・県と調整を図り、適切に行われるよう支援します。

（2）-3 有形文化財の保存修理

現状把握調査により修理が必要と判断した文化財について、適切な保存修理が行えるよう所有者に対し専門家の助言指導や補助金の交付等により支援します。また、日本民家園・川崎市市民ミュージアム所蔵等の市所有の文化財については、適切な保存修理を実施します。

(2)-4 無形文化財・無形民俗文化財の継承

市域で活動している無形の民俗文化財や無形文化財の保存団体の公開機会の確保や後継者育成等の継承活動を支援します。また、そのために必要な調査や記録作成等を関係機関と連携し行います。

(2)-5 記念物の整備・維持管理

記念物について、その価値が市民に伝わるよう地域住民と協働して適切に維持管理を行います。また、保存された遺構については、適切にその価値を維持します。

(2)-6 埋蔵文化財の保護

文化財保護法に基づき、埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の現存状況把握を進め、開発行為等により保存できない遺跡については、発掘調査を行い、記録保存を確実に行います。

また、発掘調査の出土品については、発掘現場で厳密に選択して文化財認定を行うほか、既存保管資料の再整理により保管量の適正化を図るとともに、台帳を整備し、利活用の視点を踏まえて整理作業を行います。

(2)-7 防災対策の実施・防災力の向上

文化財所有者・管理者に防犯や大規模災害に対する備えについて、調査等で訪問する機会に周知徹底します。また、被災時に文化財所有者・管理者が対応すべき事柄について情報提供を行います。

日本民家園については、古民家や利用者の安全確保のため防災力を向上させます。

(2)-8 災害・事故発生時の迅速な対応

災害発生時の対応に当たっては、文化財所有者・管理者に対処方法等を情報提供するとともに、被害情報を的確に把握できるよう仕組みを検討し、適切な支援につなげます。

(3) 文化財の普及と活用の推進

(3)-1 文化財に関する広報活動

市民が身近に文化財に接することができるよう、デジタル技術等を活用しながら、指定・未指定を問わず文化財や文化財に関わる団体等の活動について多様な媒体を活用した積極的な広報を進めます。

(3)-2 文化財を活用した学校教育・生涯学習

学校での地域学習や市民が参画する活動で文化財の活用を推進するため、市域の歴史文化の特徴や文化財について情報を学校の地域学習担当教員や区役所事業・生涯学習担当職員に提供する仕組みを整え、市民が指定・未指定を問わず文化財に身近に接する機会を充実させます。

(3)-3 文化財の計画的な公開による普及啓発

文化財所有者・管理者の協力を得ながら、文化財の公開機会を増やすとともに所有者による公開を支援します。また、文化財の公開情報の把握の仕組みを整えるとともに、公開情報を発信し、文化財に関する普及啓発を推進します。

(3)-4 地域づくりと一体になった文化財の保存・活用の推進

市民に文化財への親しみと理解を深めてもらうとともに、市民が主体的に市域の文化財を保存・活用することを促すため、関連文化財群と文化財保存活用区域を設定します。

市域の歴史文化に基づく関連文化財群や文化財保存活用区域のストーリーやテーマを発信し、それぞれの地区における指定・未指定を問わず文化財の保存・活用の機運を高めます。

(4) 文化財の保存・活用の担い手の育成

(4)-1 文化財所有者・管理者への支援

市指定文化財の所有者・管理者に向け、日常の文化財の保存管理に係る負担を軽減するため、経済的支援を行うとともに、助言や情報提供を行います。

また、指定・未指定を問わず、文化財の価値と保存・活用の意義について、所有者・管理者に理解を深めてもらえるよう努めます。

(4)-2 市民参加型の保存・活用体制の構築

文化財の保存・活用の担い手としてボランティアの養成を行うとともに、市民・市民団体と市が連携しながら効率的・効果的な保存・活用の取組を展開するための仕組みを構築します。

(4)-3 市の役割

専門性を有する職員を適切に活用し、専門家や市民、民間企業との連携の輪を広げ協力を得ることで、文化財関係職員の専門性の向上を図ります。

市役所内の関係職員の人材育成を進めることで文化財の保存・活用の推進を図ります。

(4)-4 文化財保護拠点の運営

文化財保護拠点では、市の歴史文化や文化財に関する収集保管・調査研究・展示・教育普及の博物館活動とともに情報の発信を行い、市民活動団体等の活動拠点として運営し、連携を強化していきます。

現在、複数の施設に分散して収蔵している埋蔵文化財については、埋蔵文化財収蔵施設を整備します。また、資料の再整理を行うとともに、今後は出土品の厳密な文化財認定により保管量の適正化を図り、利活用を推進するため適切に保存管理を行います。

(4)-5 市内関係部局及び県・他市町村等との連携

市役所内部との連携の強化を図るため、積極的に本計画の趣旨と関連文化財群の周知に努めます。また、関連する他市町村や市外の博物館とも連携を図りながら文化財の保存・活用を推進します。

4 文化財の一体的・総合的な保存・活用

(1) 関連文化財群と文化財保存活用区域の設定

ア 設定の目的と効果

「施策の方向性②文化財の魅力を生かした地域づくり」において、個別の取組方針(3)-4 地域づくりと一体になった文化財の保存・活用の推進のため、関連文化財群（本市の歴史文化を語るストーリー）や、文化財保存活用区域（文化財が集積する区域）を設定します。

これは、市域の歴史文化の特徴を表す多様な文化財を共通の背景や文脈を持つストーリーやテーマでまとめ、市域の歴史文化を分かりやすくひもとく重要な手がかりとして設定することで、行政だけでなく市民とも市域の歴史文化の特徴を共有することを目指します。これにより、市の事業のみならず、市民自らが身近な文化財を保存・活用し、地域づくりに生かしていくことを支援し、地域への興味や愛着を深めることにつながります。

イ 設定の考え方

- ・第3章第2節で整理した川崎市の歴史文化の特徴を反映し、その魅力をわかりやすく伝えるストーリー・テーマとします。
- ・市民が市域の文化財を身近に感じ、文化財を活用した地域づくりの促進につながる内容・構成とします。
- ・地域での生涯学習や学校での地域学習の推進につながる内容や構成とします。
- ・今後の調査研究の進展や市民の発案により、関連文化財群の充実を図ります。

関連文化財群	歴史文化の特徴
①二ヶ領用水と地域開発	(2) 水辺に育まれた地域 (4) 江戸を支える社会基盤の整備により発展したまちと賑わい
②工業都市川崎とものづくり	(2) 水辺に育まれた地域 (3) 各時代に取り込まれてきた最先端の文化や技術 (5) 日本の近代工業化を牽引しつつ拡大・発展した都市
③橘樹郡の成立	(1) 丘陵で営まれた暮らし (3) 各時代に取り込まれてきた最先端の文化や技術
④つわものどもの夢のあと	(1) 丘陵で営まれた暮らし (3) 各時代に取り込まれてきた最先端の文化や技術
⑤厄除け大師への信仰	(4) 江戸を支える社会基盤の整備により発展したまちと賑わい
⑥いまに生きる願掛けとご利益	(1) 丘陵で営まれた暮らし (2) 水辺に育まれた地域

(2) 関連文化財群に関する事項

関連文化財群①「二ヶ領用水と地域開発」

天正 18(1590)年に後北条氏を滅ぼした豊臣秀吉に命じられ関東に入国した徳川家康は、水陸交通の要衝である江戸を拠点として、領国経営を始めます。その一環として、戦国時代の戦乱で荒廃した地域を復興し、さらに安定した経営基盤を築くための地域開発や灌漑治水事業に積極的に取り組みます。

現在の川崎市域では、小泉次大夫が指揮をとり、二ヶ領用水が慶長 16(1611)年に完成し、安定的な用水の供給や新田開発が行われるようになりました。享保 10(1725)年には田中休愚が用水の改修を行い、水田の面積に応じた水量の分配を行う分量樋を設けました。流域には、堰が数多く設置され、用水をせき止めたり、水量を調節したり、また用水を分水する水路へ引き入れたりしていました。

水路や掛樋、堰等の装置の維持管理を公平に負担するため、「稲毛領川崎領二ヶ領用水六十ヶ村組合」が作られ用水の維持管理が行われましたが、日照りが続き、多摩川の水が濁水すると、用水量も減少し下流域の村々にまで水が行きわたらなくなり、そのたびに争いごともしばしば起きました。また新田開発が進むと新たに設置される用水路をめぐっても争いが起き、この争いは時代と地域を通じて頻繁に起きました。

近代になると、横浜水道がつくられたり、工業都市化が進むのと同時に工業用水の供給能力を上げるために二ヶ領用水からの分水が計画されたりと、二ヶ領用水の役割も多様化していきます。昭和 11(1936)年から始まった二ヶ領用水改良事業で、田中休愚によって設けられた分量樋に代わり、より正確な分水管理を行うためコンクリート製の久地円筒分水が設けられました。

現在では、二ヶ領用水は農業用水としての当初の役割を終え、工業用水から、更に環境用水へとその使命を大きく転換し、広く市民に親しまれています。

川崎市域は、二ヶ領用水の開削を通じ、江戸の経営基盤を支える地域として開発が進められました。用水は農業用水から工業用水へ、そして環境用水として役割を変えながら、常に人々の生活と深い関わりを持ってきたことを示す関連文化財群です。

現状	<ul style="list-style-type: none">・二ヶ領用水は、その本線のうち、市有地部分については記念物(遺跡関係)として登録され、保存と活用を図っています。私有地や県有地については未登録です。・二ヶ領用水は、小学校の授業でも地域学習の素材として取り上げられ、市民に広く親しまれています。また、沿線には、桜や桃が植えられ整備されている箇所もあり、市民の憩いの場としても機能しています。
課題	<ul style="list-style-type: none">・未登録の県有地については、登録に向けて県との調整が必要です。・昨今の集中豪雨や大型台風がもたらす風水害への対応として用水の改修の要望等もあげられており、地域の文化財を活かしつつ、住民の安全・安心をどのように確保するかも課題となっています。
方針	<p><文化財の適切な現状把握と登録の推進></p> <p>未登録部分の登録を進めるとともに、関連する文化財について現状把握や未把握の文化財の発掘に努めます。</p> <p><「二ヶ領用水と地域開発」の積極的な発信></p> <p>関連文化財群「二ヶ領用水と地域開発」を積極的に活用し、多様な視点から本市の歴史文化の価値や魅力を市民に伝えるとともに、安全安心を確保しつつ、これからも市民の交流の場として親しまれるような整備や活用を進めます。</p>

表3 「二ヶ領用水と地域開発」を構成する文化財

文化財の名称		種別等	所在地	内容
①	二ヶ領用水	国登録記念物 (遺跡関係)	市内	江戸時代の稲毛領と川崎領を貫く、現在の川崎市のおぼ全域を流れる県下で最も古い用水の一つ。徳川家康の命を受けた代官の小泉次大夫によって慶長16(1611)年に約14年の歳月をかけて完成された。
②	安楽寺文書	市地域文化財 古文書	中原区 下小田中	二ヶ領用水の取水口に関する記録が含まれる。
③	清沢村御縄打水帳	未指定 古文書	川崎市市民 ミュージアム 所蔵	慶長18(1613)年に作成された検地帳で、前回検地以後に開発された田畑に「開」の記載がある。二ヶ領用水により、新田開発が進んだことを示す資料。
④	水騒動御裁許 写	未指定 古文書	川崎市市民 ミュージアム 所蔵	文政4(1821)年に溝口村で起きた水騒動の裁許内容について記した文書。
⑤	泉田二君功德碑	未指定 歴史資料	川崎区 宮前町 (妙遠寺)	明治22(1889)年に建立された。二ヶ領用水を開削した小泉次大夫と、用水や多摩川の大改修を行った田中休愚の功績をたたえるために設立された水恩講社が建立した。
⑥	久地円筒分水	国登録文化財 建造物	高津区 久地	用水を市内4つの堀に分水するため、昭和16(1941)年に竣工。より正確な分水管理のため、分量樋に代わり、下流の灌漑面積にあわせて比率を決めた円周から越流落下させ、全体の水量が変化しても各堀へ一定の比率で配分されるようにした、当時としては画期的で最も正確な自然分水装置。
⑦	平川家文書	市指定 古文書	川崎区 (個人所蔵)	二ヶ領用水を開削した小泉次大夫と、用水や多摩川の大改修を行った田中休愚の功績をたたえるために設立された水恩講社等に関する資料を含む。
⑧	手洗石	市指定 建造物	川崎区 宮前町 (稲毛神社)	二ヶ領用水の改修を行った田中休愚の代官就任を祝い、実子や手代衆が現在の稲毛神社に奉納した手洗石。
⑨	小泉橋遺構	市地域文化財 建造物	多摩区 登戸	天保15(1844)年に、登戸の二ヶ領用水にかけられた石橋。平成3(1991)年の解体まで使われていた県内最古級の石橋。
⑩	用水改良事業堰堤 工事概要	未指定 古文書	大山街道 ふるさと館	昭和11(1936)年から始まった二ヶ領用水改良工事における、中野島(上河原)と宿河原の堰堤工事の概要。

表4 「二ヶ領用水と地域開発」に関連する主な人物

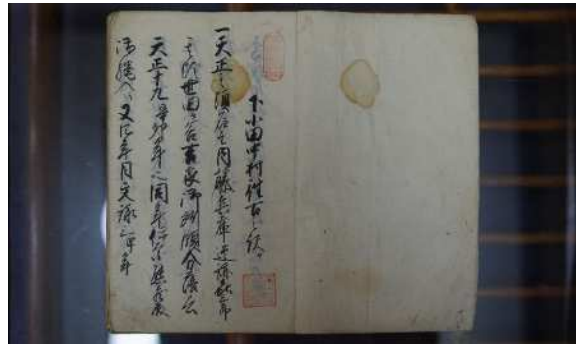
氏名	生没年	事績の概要
小泉次大夫	1539~1624	駿河国富士郡で治水土木技術者として活躍し、「樋代官」と呼ばれた植松家の出で、今川氏・武田氏に仕えた後徳川家康に召され、多摩川流域の灌漑治水の工事を担当。二ヶ領用水と六郷用水の開削を行った。
田中休愚	1662~1729	多摩郡平沢村の農家に生まれ、絹織物の行商等をしたのち川崎宿本陣田中兵庫家の婿養子となり、川崎宿の名主と本陣・問屋役を兼ねて宿内の町政・貢納・伝馬を扱った。六郷川の渡船請負権を獲得する等して疲弊していた川崎宿の財政を立て直した。その後、江戸で荻生徂徠や成島道筑に学び、民政上の意見書『民間省要』を著し、幕府から支配勘定格方に登用され、荏原・橋樹郡内の多摩川と二ヶ領用水の改修に携わった。
平賀栄治	1892~1982	神奈川県多摩川右岸農業水利改良事務所長で、円筒分水の設計・建設を行ったほか、大雨になると二ヶ領用水に流れ込み洪水を引き起こしていた平瀬川も改修した。



① ニヶ領用水（草堰）



① ニヶ領用水（二つの堀の分岐点）



② 安楽寺文書



⑤ 泉田二君功德碑



⑥ 久地円筒分水



⑧ 手洗石



図 22 「ニヶ領用水と地域開発」の文化財の位置／「地理院地図（電子国土 Web）」（国土地理院）を加工して作成
 ※③④川崎市市民ミュージアム所蔵、⑦個人所蔵のため位置は示さず

関連文化財群②「工業都市川崎とものづくり」

明治時代、川崎の臨海部及び多摩川河口周辺では、江戸時代以来の農業や塩づくり、果物の栽培に加えて、海苔の養殖等が行われていました。明治 35（1902）年には大師河原村漁業組合が結成され、海苔と魚介を主とする漁業が軌道に乗るようになりました。こうした風景は、今は見られなくなりましたが、海岸の埋立以前の生業や生活を物語る農具や漁労具が残されており、当時の生活に触れることができます。

また、明治 19（1886）年頃に操業を開始した御幸煉瓦製造所は、明治 21（1888）年には横浜煉瓦株式会社として大量生産を開始します。横浜に出荷され、都市の整備に煉瓦が重要な役割を果たすようになりました。

明治 40 年代になると、工業用地としての広大で安い土地を求め、川崎に目が向けられるようになり、川崎町長の石井泰助や地主たちが積極的に便宜を図ったことで、横浜精糖や東京電気川崎工場が進出しました。その後も町を挙げて工場誘致を行い、日本蓄音機製造・日本改良豆粕・鈴木商店・富士瓦斯紡績・明治製菓等の工場が操業するようになりました。

一方で、川崎の臨海部では遠浅の海岸を埋立て、運河を開削し工業用地にする計画が明治 30 年代以後多く出願されました。そのうち最も大規模であったものが、浅野総一郎を申請代表者とする埋立で、大正 2（1913）年に許可された後、昭和 4（1929）年まで埋立・運河開削が続きました。この事業には多額の資金が必要でしたが、浅野は渋沢栄一や安田善次郎、大川平三郎等当時屈指の財界人を巻き込み、事業を進めました。完成した埋立地には、浅野町、大川町、安善町、扇町（扇は浅野家の家紋）等関係者ゆかりの地名が付けられ、鶴見臨港鉄道（現在の鶴見線）が敷設され、深川から移転した浅野セメント、日清製粉、富士電機等、浅野埋立以前から建設が開始された日本鋼管を含め、続々と工場が進出しました。

川崎に工場が稼働すると、全国各地から職を求めて人々が集まりました。労働者は地元のほか、関東近県をはじめ、沖縄や朝鮮半島の人々もいて、これらの人々が居住するための住宅が必要になり、住宅地が建設されるようになりました。併せて、大正 10（1921）年には川崎町水道が完成し、隣接する大師町や御幸村から水の供給が求められるようになり、やがて上水道の整備は三町村合併・市制施行へとつながりました。

川崎の工場地域は、昭和 10（1935）年頃から、南武鉄道沿線に広がり、特に電気・通信機器・航空機関係の工場が進出し、臨海部の既存の工場とともに川崎の工場は軍需工場の色合いが濃くなり、戦時体制強化のための影響を強く受けました。

終戦後、軍部の統制から解放され、経営権が戻るとともに、戦後日本の復興とその後の高度経済成長期を牽引する工業都市として成長しました。

江戸時代以来農村であった市域が、多摩川中・下流域に近代工場が進出したことによって、やがて日本の近代工業化を牽引する工業都市へと変貌する過程で、生まれ、消えていったものづくりを伝える関連文化財群です。

現状	・構成文化財のうち、日本の工業振興に重要な役割を果たした文化財（「近代化遺産」や「産業遺産」）は、現役の企業の建築物や設備、機器であることが多く、文化財として保存することは困難な場合が多いです。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・工場敷地内に保存されている場合、安全確保のため広く一般への実物公開が難しいことが多くあります。 ・文化財としての位置付けや評価をどのように行うかを検討する必要があります。 ・文化財を所有する企業との連携・情報共有を進め、現在は失われた文化財やものづくりの技術の記憶等も含め、価値の周知や情報発信・公開をしていくことが必要です。 ・川崎河港水門の保存・活用は、治水事業との調整が必要です。

方針 <文化財の適切な現状把握と情報発信>

市の特徴であるものづくり都市の姿を伝える文化財の調査を行うとともに、文化財としての位置付けや評価の方法を検討します。また、所有者の協力を得ながら「工業都市川崎とものづくり」の関連文化財群を身近なものに感じられるように、記憶の収集や記録を通じその価値を発信します。

表5 「工業都市川崎とものづくり」を構成する文化財

文化財の名称	種別等	所在地	内容
① 北條鉄工株式会社 の建造物	未指定 建造物	川崎区 鋼管通	日本鋼管の出入り業者として鉄骨・鉄筋の加工とそれに付帯する工事を請け負う鉄工所。周辺が京浜工業地帯であったことを示す現在では数少ない工場建築。
② マツダランプ	未指定 その他(産業遺産)	東芝未来科 学館	東京電機株式会社(後の東芝)で明治43(1910)年から本格的に製造がはじめられたタングステン電球。
③ 川崎河港水門	国登録文化財 建造物	川崎区 港町地先	多摩川沿岸の工場の物資の積み下ろしをする河岸を一元化するために河港が作られることになり、多摩川と港を遮断する水門として多摩川改修工事の一環で造られた。
④ カッターヘッド	未指定 その他(産業遺産)	-	埋立事業で活躍した竣潔船についていた海底の土砂を掘削するためのドリル。
① 昭和電工川崎工場 本事務所	国登録文化財 建造物	川崎区 扇町	昭和肥料(株)の事務所として昭和6(1931)年に建設。昭和初期の京浜工業地帯の代表的な建築物。
⑥ 御幸煉瓦製造所の レンガ・鉄製銘板	未指定 その他(産業遺産)	幸区 (個人所蔵)	川崎へ工場進出が本格化する以前に操業を開始したレンガ工場のレンガ。明治・大正時代の横浜の煉瓦建物に使われた。
⑦ 川崎町水道の木製 水道管	未指定 その他(産業遺産)	川崎市市民 ミュージアム 所蔵	大正10(1921)年に開通した川崎町水道で使用された木製水道管。
⑧ 日本語ワードプロセ ッサー	未指定 その他(産業遺産)	東芝未来科 学館	現在あらゆるIT分野の入力手段である「仮名漢字変換」により生み出された日本語ワードプロセッサ。
⑨ 足踏脱穀機 ミノル 親玉号	未指定 有形民俗	日本民家園 他	大正9(1920)年頃完成した細王舎の足踏脱穀機は、麦や稲を脱穀する農具で、三角形・軽量・高性能な扱胴の3点にあり、日本国内のみならず台湾・中国・朝鮮等の各地へと出荷された。
⑩ 大師河原の漁撈具	未指定 (一部市指定) 有形民俗	大師地区 他	明治時代以後、海面使用の制限がなくなったため、大師河原で盛んに行われた海苔養殖や貝漁に関する道具類。
⑪ 多摩川梨	未指定 記念物 (植物)	市域	大師河原村出来野の当麻辰次郎が明治26(1893)年に育成した長十郎梨が主に生産され、明治後半から大正期にかけては多摩川流域右岸一帯が一大産地となった。大正6(1917)年の高潮被害で大師河原の優位性が低下し、昭和になってからは上流の稲田方面の比重が増えていった。
⑫ 禅寺丸柿	国登録、未指定 記念物 (植物)	市域	鎌倉時代に王禅寺の山中で発見された日本最古の甘ガキ。17世紀半ばから昭和40年代まで盛んに生産された。現在も麻生区を中心に残されている。王禅寺境内の原木と麻生区内の6本が国登録記念物。
⑬ 沖縄民俗芸能	県指定 無形民俗	川崎区	「富士瓦斯紡績」の女子行員の親類縁者等、川崎に移り住んだ沖縄の人々が継承してきた沖縄の芸能。現在は川崎沖縄芸能研究会により継承されている。
⑭ 石敢当	未指定 有形民俗	川崎区 駅前本町	昭和41(1966)年9月宮古島は台風による大きな被害を受けたことから、川崎市議会は超党派で救援を決議し、広く市民に募金を呼び掛けた。この返礼として贈られたもので、川崎市と沖縄の友好親善と文化交流を示す。
⑮ 川崎市初代市長石 井泰助大人頌徳碑	市地域文化財 歴史資料	川崎区 宮本町	初代川崎市市長石井泰助を顕彰する石碑。菩提寺の徳泉寺にたてられていたが、昭和39(1964)年に稲毛公園へ移設。

表6 「工業都市川崎とものづくり」に関連するおもな人物

氏名	生没年	事績の概要
石井泰助	1865～1931	東海道川崎宿で材木商を営む家に生まれ、明治 28(1895)年に川崎町会議員に当選、助役等を経て明治 30(1897)年に町長となり、以後 3 度にわたり町長を務めた。川崎町の発展のために自ら所有する土地を廉価で提供し、東京電気等の工場を積極的に誘致した。大正 13(1924)年には市制施行とともに初代川崎市長に就任した。
浅野総一郎	1848～1930	欧米の港湾に比べ、日本の港湾が未発達であることに気付き、東京から横浜に至る遠浅の海岸に着目し、大型船舶が着岸できる港湾の造成に向け、大正 2(1913)年から鶴見川崎間の埋立を開始、15 年の歳月をかけて完成させた。
藤岡市助	1857～1918	日本初の白熱電球、送配電網の整備、電鉄事業の推進、エレベータの開発等数々の「日本初」を手掛け「日本のエジソン」と呼ばれている。明治 23(1890)年に設立した「白熱舎」が後に芝浦製作所と合併し、現在の東芝に至っている。
箕輪政次郎 箕輪 亥作 箕輪 嘉夫	1859～1913 1888～1929 1911～1993	箕輪家は、三代にわたり、「農家の暮らしをよくしたい」という志を持って、養蚕具や農機具の研究開発・生産を行う「細王舎」を経営した。



① 北條鉄工の建造物（撮影：MOTOSUKE FUJII）



⑬ 沖縄民俗芸能



図 23 「工業都市川崎とものづくり」の文化財の位置

／「地理院地図（電子国土 Web）」（国土地理院）を加工して作成

※⑥個人所蔵、⑦川崎市市民ミュージアム所蔵のため位置は示さず

関連文化財群③「橘樹郡の成立」

旧武蔵国の南部にあたる多摩川下流域では、右岸には現在の川崎市が位置し、左岸には東京都大田区・世田谷区があります。川崎市域の大部分を占める旧橘樹郡では、加瀬台や日吉台と呼ばれる下末吉台地に 4 世紀中・後期に大型前方後円墳が築造され、大田区・世田谷区がある旧荏原郡では多摩川台や野毛とされる武蔵野台地の縁辺に、ほぼ同時期から 5 世紀前半までに大型前方後円墳が築造されます。また、旧武蔵国の北部でも同様に大型前方後円墳が築造されました。このように古墳時代前期から中期にかけて、武蔵国の北と南に二つの中心がありました。

しかし 5 世紀後半以降、武蔵国の大規模な古墳は現在の埼玉県行田市に所在する埼玉古墳群のみとなり、橘樹郡では小型の古墳が点在するのみという状況になりました。

橘樹郡では 6 世紀代になると、急激に古墳の数が増加し、域内の各地に古墳が分布するようになります。それらの中には、5 世紀代にはなかった前方後円墳や、新たな地域に新興勢力が形成した古墳群も見られます。そして、律令制の成立直前、後の橘樹郡家や古代寺院が造営された地域に造られた馬絹古墳を最後に、橘樹郡では古墳は見られなくなります。

ヤマト政権は、地方支配を進めるに当たって、その地の有力豪族を「国造」に任命し、その支配領域をクニ単位に編成していきました。武蔵国造については、『日本書紀』安閑天皇元（534）年の条に記事があります。要約すると、武蔵国では国造の地位をめぐり笠原直使主と同族の小杵が長年争い、使主は朝廷に助けを求めて小杵に勝利し、朝廷に横渟・橘花・多氷・倉櫟の屯倉を献上したという内容です。「タチバナ」の地名が文献に現れた初出です。

塚越古墳は、6 世紀後半に築造された、南関東でも最も早く横穴式石室を採用した古墳です。被葬者は橘花屯倉を管理する有力者と推測されています。

大化の改新を経て、律令制による中央集権国家を目指す朝廷は、全国に地方行政組織である評を設置しました。その後、大宝律令の施行とともに国・郡・里が置かれ、古代の地方支配の形が完成します。古代武蔵国橘樹郡の役所跡である千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕と、その西側に隣接して造営された古代の寺院跡である影向寺遺跡から構成される橘樹官衙遺跡群は、7 世紀から 10 世紀にかけての地方官衙の成立の背景や構造の変化の過程を知る上で重要です。また、周辺には、古代の橘樹郡家とかかわる遺跡や寺社が多数所在しています。

古墳の築造によって首長の権威を示した時代から、律令制による中央集権国家へと移り変わる時期の、本市の姿をあらわす関連文化財群です。

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・橘樹官衙遺跡群では、遺跡の価値を明らかにするための発掘調査や、関連する遺跡（馬絹古墳や塚越古墳等）の調査を継続的に進めてきました。 ・橘樹官衙遺跡群では、「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画」、「国史跡橘樹官衙遺跡整備基本計画」の策定し、計画に基づく整備を行うとともに、さまざまな活用事業を実施してきました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・遺跡の全貌が判明していないため、今後も把握に向け調査の継続が必要です。 ・保存された遺跡は地下に残されており、地上からはその内容が分かりにくいいため、史跡の価値が誰にでも分かるような整備や活用が必要です。
方針	<p><文化財の価値を明らかにするための調査の実施></p> <p>橘樹官衙遺跡群、関連する遺跡や有形文化財について、その範囲や価値を明らかにするための調査を継続的に実施し、その成果を活用事業や整備へ反映し、その価値や魅力を市民へ積極的に発信していきます。</p> <p><「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画」等に基づく整備と活用の推進></p> <p>AR や VR 等デジタル技術を活用するなど保存された史跡の価値を誰もが知ることのできるような整備を推進するとともに、その価値を体感できるよう様々な活用事業を実施し、史跡を将来にわたって保存します。</p>

表7 「橋樹郡の成立」を構成する文化財

文化財の名称	種別等	所在地	内容
① 千年伊勢山台遺跡 [橋樹郡家跡]	国指定 史跡	高津区 千年	古代律令制の地方支配拠点として置かれた橋樹郡の役所の遺跡。大宝律令以前の評段階から設置されており、9世紀代まで機能していたとみられる。
② 影向寺遺跡	国指定 史跡	宮前区 野川本町	郡の役所のそばに造営された古代寺院の遺跡。現在の影向寺薬師堂の地下に古代寺院の金堂の遺構が残されている。
③ 无射志国荏原評銘 文字瓦	市指定 考古資料	川崎市教育 委員会保管	橋樹郡で建設された古代寺院の創立年代を考える上で重要な資料。この資料の存在から、創建が7世紀後半に遡ることがわかった。
④ 影向寺木造薬師如 来両脇土像	国指定 彫刻	宮前区野川 本町(影向寺)	平安時代後期に造立された影向寺の本尊。
⑤ 影向寺破損仏	未指定 彫刻	宮前区野川 本町(影向寺)	現在の影向寺本尊の造立以前に祀られていたと考えられる仏像の残欠。
⑥ 中原街道	未指定 記念物(遺跡)	-	古代の官道(駅路・伝路)と推定される。
⑦ 野川東耕地遺跡	未指定 記念物(遺跡)	宮前区 野川本町	古代の大型掘立柱建物が検出されており、橋樹郡家との関係がうかがわれる。
⑧ 三荷座前遺跡	未指定 記念物(遺跡)	宮前区 野川本町 高津区千年	縄文時代前期の住居のほか、墨書土器等が出土しており、橋樹郡家との関係がうかがわれる。
⑨ 野川神明社遺跡	未指定 記念物(遺跡)	宮前区 野川本町	奈良・平安時代の廂付掘立柱建物が確認されており、北・北東側の橋樹官衙遺跡群との関係性がうかがわれる。
⑩ 子母口植之台遺跡 (蓮乗院北遺跡)	未指定 記念物(遺跡)	高津区 子母口	8世紀前半から中頃の総柱建物や大型掘立柱建物が見つかり、橋樹郡家正倉院別院と見る説もある。
⑪ 橋樹神社	市地域文化財 建造物	高津区 子母口	創建は古代に遡ると考えられており、橋樹郡名を有する神社。祭神は日本武尊・弟橋媛。社殿は安政4(1857)年の再建。本殿と境内の石造物は川崎市地域文化財。
⑫ 塚越古墳	市地域文化財 記念物(遺跡)	幸区塚越	円筒埴輪、周溝を伴う円墳。南関東地方最古級の横穴式石室を持つ。橋花屯倉と関係する有力者の墓とみられる。
⑬ 馬絹古墳	県指定 史跡	宮前区馬絹	内部主体は玄室・前室・前々室からなる複室構造で、泥岩の切石を組み合わせた、持ち送り式の截石切組積の横穴式石室。被葬者は橋樹官衙遺跡群の成立と関係が深いとみられる。
⑭ 小杉御殿町遺跡	未指定 記念物(遺跡)	中原区 小杉御殿町	古代の官道とみられる中原街道沿いの遺跡で、江戸時代には小杉御殿が営まれた場所。古代にも何らかの施設があったとみられ、緑釉陶器等が出土している。
⑮ 蟹ヶ谷古墳群	未指定 記念物(遺跡)	高津区 蟹ヶ谷	官衙成立直前期の古墳群。4つの古墳からなる。
⑯ 影向石	県指定 建造物	宮前区 野川本町 (影向寺)	古代寺院の塔心礎。県指定重要文化財影向寺薬師堂附。影向寺薬師堂の関連資料として保護されている。近世には、舍利穴に溜まった水で目を洗うと眼病が治ると信仰された。
⑰ 影向寺薬師堂礎石 (3基)	県指定 建造物	宮前区 野川本町 (影向寺)	元禄に再建された影向寺薬師堂は古代寺院の礎石を再利用しており、柱座がある。県指定重要文化財影向寺薬師堂附。
⑱ 新作小高台遺跡	未指定 記念物(遺跡)	高津区新作	武蔵国が東山道から東海道に編入された以降の小高駅家の候補地。現時点では駅家関連の遺構は発見されていない。

表8 「橘樹郡の成立」に関連するおもな人物

氏名	生没年	事績の概要
かきはらのあたみ おみ 笠原直使主	?	『日本書紀』安閑天皇元年条(534年)に登場する。武蔵国造の地位をめぐって同族の小杵と争い勝利。朝廷に助けを求めた使主は、勝利後に朝廷に橘花を含む4つの屯倉を献上した。
おみ 小杵	?	『日本書紀』安閑天皇元年条(534年)に登場する。武蔵国造の地位をめぐって同族の使主と争う。上毛野君と組むが敗北した。
あすかべのきしいおくに 飛鳥部吉志五百国	?	『続日本紀』神護景雲2年6月21日条(768年)に登場する橘樹郡の住人で、久良郡で白い雉を捕え、朝廷に献上した。飛鳥部吉志氏は百済系の有力氏族でその一族が橘樹郡に存在したことがわかる。
ものべのまね 物部真根	?	古代橘樹郡の住人。天平勝宝7(755)年2月、防人として筑紫に派遣された際、我が家を恋しく思い「家ろには 葦火焚けども 住みよけを 筑紫に至りて 恋しけ思はも」と詠み、『万葉集』に収録された。
くらはしべのおとめ 棕櫚部弟女	?	古代橘樹郡の住人で物部真根の妻。天平勝宝7(755)年防人として筑紫に派遣される夫を見送る歌「草枕旅の丸寝の紐絶えば吾が手と付けるこれの針持し」が、『万葉集』に収められている。



① 橘樹郡家跡（橘樹郡家跡第30次調査）



⑬ 影向石



図24 「橘樹郡の成立」の文化財の位置／「地理院地図（電子国土Web）」（国土地理院）を加工して作成
※③川崎市教育委員会保管ため位置は示さず

関連文化財群④「つわものどもの夢のあと～中世武士の世界～」

多摩川流域と鶴見川流域からなる市域には、古代末から中世初期にかけて多くの公領と荘園がありました。鎌倉時代、室町時代、戦国時代と推移する中で、列島規模の争乱と東国の権力闘争が展開し、その動きに巻き込まれて、地域の領域支配が変化していきます。

多摩川右岸は、多摩丘陵の急崖が迫り、川と丘陵は軍事的に大きな役割を果たしてきました。多摩川に臨む丘陵上には、小沢城、柵形城、作延城、井田城等山城が線状に築かれており、長尾には「源家累代の祈願所」威光寺がおかれました。多摩区長尾の妙楽寺の木造薬師如来両脇侍像のうち、日光菩薩立像の胎内には「武州立花郡太田郷長尾山 威光寺」の墨書銘があり、妙楽寺の前身が威光寺であると推定されています。威光寺には、源頼朝の弟・阿野全成が派遣されており、鎌倉防衛の北側の要とされていたことが分かります。

源頼朝が鎌倉に幕府を開いた頃、稲毛三郎重成と名乗る武士が稲毛荘と小沢郷を領していました。彼は、武蔵国の豪族、秩父氏の一族で、鎌倉幕府の御家人となって源平争乱の時代を生きました。妻は北条政子の姉妹で、源頼朝とは義理の兄弟の関係でした。重成は柵形山に城を築き、柵形山北側に所在する広福寺は彼の館跡と伝承されています。広福寺には、木造稲毛重成坐像が祀られているほか、重成の墓と伝承される五輪塔が所在しています。重成の妻の輿入れの際に謡われたと伝えられる「祝唄初瀬」も長く歌い継がれてきました。

重成は妻の没後、出家して所領に引きこもりますが、頼朝没後の北条氏による政争に巻き込まれ、畠山重忠謀殺の嫌疑をかけられ、滅ぼされました。

重成の子・小沢小太郎の城とされる小沢城は鎌倉道が通る交通の要衝で、たびたび合戦の舞台となっています。小田原城主の北条氏康はこの地で初陣を飾ったと伝えられており、細山や金程には、小沢原合戦で上杉勢を破った北条勢が馳上ったことに由来する「勝坂(かちざか)」といった地名も残されています。

また、市域には後北条氏の虎の印判状が複数残っており、竹木の伐採や年貢の徴収等について細かく定めています。

中世に列島規模の争乱と東国の権力闘争が展開するなかで、多摩川と多摩丘陵の地形が果たした軍事的な役割や武士による領国経営を伝える関連文化財群です。

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・多摩丘陵に置かれた城址は、文献からのアプローチで存在が把握されています。 ・市内には西蔵寺丸(宮前区)や地頭谷戸(多摩区)といった中世的な地名や、義経・弁慶伝説や「勝坂」の伝承等が遺されています。 ・地域では、ハイキングコースの設定やまち歩きイベントを実施しています。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・多摩丘陵に置かれた城址は、考古学的な調査がほとんどなされておらず、詳細は明らかではありません。このため、埋蔵文化財の取扱を進めながら、現状を把握するとともに、航空写真やドローンによる測量技術等を利用した調査が必要です。 ・市内に残る地名や伝承をどのように継承していくかが課題です。 ・学校での地域学習の素材としての活用が期待されます。また、関連文化財群は区役所・市民団体と連携することで、健康づくりや地域の歴史文化の魅力発信のコンテンツとして更なる活用が期待されます。
方針	<p><文化財の適切な現状把握と確実な記憶の伝承></p> <p>関連する文化財の現状を把握するとともに、市民と川崎市地域文化財の掘り起こしを進めます。また、地名の研究等土地にまつわる伝承の収集に努めます。</p> <p><「つわものどもの夢のあと～中世武士の世界～」の積極的な発信></p> <p>地域の地形を有効に利用し築かれた山城や武士たちに関連する寺社等、本市の歴史文化を知る上でカギとなる文化財を学校、区役所や市民団体と連携して積極的に活用し、本市の歴史文化の価値や魅力を発信します。</p>

表9 「つわものどもの夢のあと～中世武士の世界」を構成する主な文化財

文化財の名称	種別等	所在地	内容
① 小沢城	未指定 記念物(遺跡)	多摩区菅	後北条氏の時代まで存続した山城。
② 寺尾城	未指定 記念物(遺跡)	多摩区 菅馬場	詳細は不明であるが、遺構の一部が残る。
③ 枳形城	未指定 記念物(遺跡)	多摩区枳形	詳細不明の伝承地。
④ 作延城	未指定 記念物(遺跡)	多摩区 下作延	詳細不明の伝承地。遺構の一部があるという見解もある。
⑤ 井田城	未指定 記念物(遺跡)	高津区 蟹ヶ谷	詳細不明の伝承地。蟹ヶ谷古墳群の調査によって遺構の一部が 検出された。
⑥ 亀井館	未指定 記念物(遺跡)	麻生区 上麻生	詳細は不明であるが、遺構の一部が残る。
⑦ 広福寺	未指定 記念物(遺跡)	多摩区枳形	稲毛三郎重成の墓と伝えられる五輪塔がある。その居館があったと 言われる。
⑧ 妙楽寺木造薬師 如来両脇侍像	市指定 彫刻	多摩区長尾 (妙楽寺)	永正 6(1509)年に造立された薬師如来坐像を中心とした三尊像。 脇侍の胎内墨書から、威光寺との関連がうかがわれる。
⑨ 浅間塚経塚	未指定 記念物(遺跡)	幸区南加瀬 北加瀬	経典を納めたと考えられる常滑壺と鉢、中国鏡 2 面が出土。
⑩ 井田経塚	未指定 記念物(遺跡)	中原区井田	経典を納めたと考えられる常滑壺と鉢が出土。
⑪ 木造稲毛重成坐 像	未指定 彫刻	多摩区枳形 (広福寺)	桃山時代作。衣冠束帯像で左腰に太刀を差している。
⑫ 関東下知状	市指定 古文書	川崎市市民 ミュージアム 所蔵	承久の乱の後に北条義時が大乗院領であった稲毛本荘と肥前国 高来西郷を交換することを命じた文書。
⑬ 泉沢寺文書	市指定 古文書	中原区 上小田中	世田谷吉良氏による泉沢寺再興に関わる文書を中心に、小田原 北条氏や徳川氏の奉行人や代官に関連する文書からなる。
⑭ 木造釈迦如来坐 像	市指定 彫刻	中原区上丸 子天神町 (大楽院)	吉良氏とその家臣たちの寄進による釈迦如来坐像。
⑮ 後北条氏の虎の 印判状	市指定 古文書	川崎市市民 ミュージアム 所蔵	後北条氏の領国経営の実態を示す古文書で、所領を保証する安 堵状や撰銭令、所領の宛行状等がある。

表10 「つわものどもの夢のあと～中世武士の世界」に関連するおもな人物

氏名	生没年	事績の概要
稲毛三郎重成	?-1205	小山田氏の流れをくみ、小沢郷に拠点を置いた鎌倉時代初期の武士。畠山重忠謀殺の 嫌疑をかけられ、滅亡した。
阿野全成	1153-1203	源頼朝の弟で、威光寺を与えられ、北条政子の妹と結婚した。
北条義時	1163-1224	北条時政の子。北条政子の弟。鎌倉幕府の第 2 代執権。源氏の将軍が断絶すると、幕府 の実質的な指導者となった。
吉良頼康	?-1562	武蔵吉良氏・吉良成高の子。武蔵国・世田谷城や久良岐郡・蒔田城に居を構えたことか ら、「世田谷御所」「蒔田御前」等と呼ばれた。上小田中に世田谷烏山から菩提寺の泉沢 寺を移転させ、上小田中市場から泉沢寺門前までを「寺門前」町に指定し、寺門前の住人 に賦課を免除する等、市場の繁栄を図った。
北条氏康	1515-1571	小田原北条氏第 3 代。広範囲に検地を実施し、その結果を基礎に税制の改革を行った。 領国内の公定枺の設定、貨幣制度や伝馬制度の確立等諸制度を整備した。小田原城を 本城とする支城制を確立する等、北条氏の領国経営の基礎を築いた。



① 小沢城 遠景



③ 枳形城跡



⑧ 妙楽寺木造薬師如来両脇侍像



⑪ 木造稲毛重成坐像（企画展『「つわもの」どもの光と影-稲毛三郎とその時代-』図録より転載）



⑬ 泉沢寺文書



⑮ 後北条氏の虎の印判状
（川崎市市民ミュージアム所蔵）

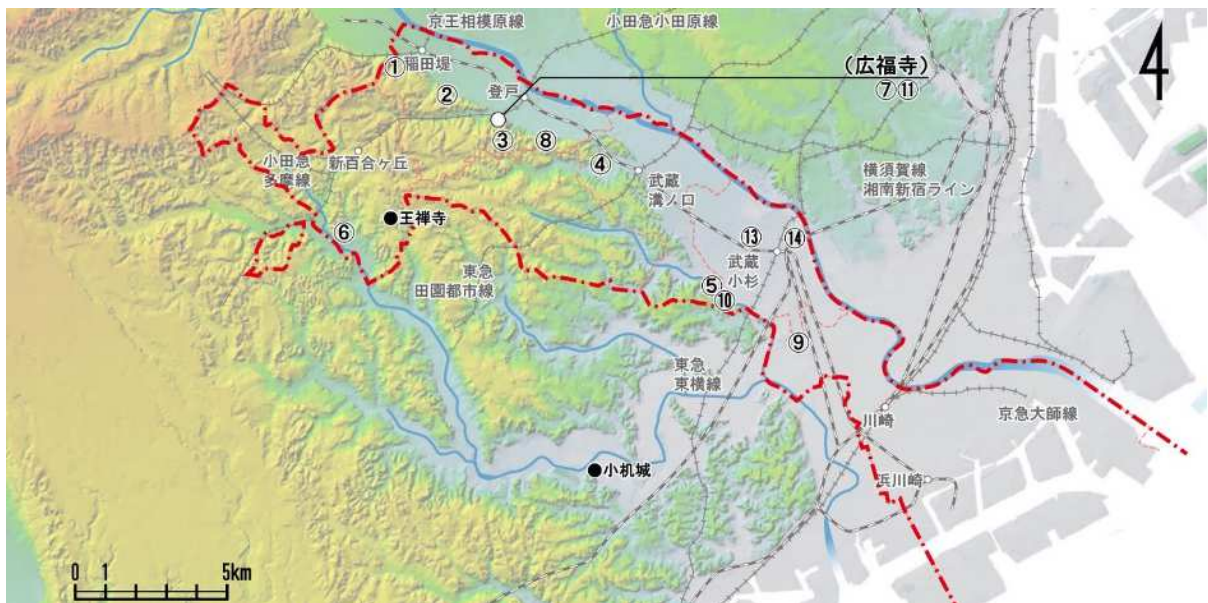


図 25 「つわものどもの夢のあと～中世武士の世界」の文化財の位置
／「地理院地図（電子国土 Web）」（国土地理院）を加工して作成

※⑫⑮川崎市市民ミュージアム所蔵のため位置は示さず

関連文化財群⑤「厄除け大師への信仰」

川崎市川崎区にある真言宗智山派の大本山、金剛山金乗院平間寺は川崎大師として知られています。江戸期によく知られた縁起は、「無実の罪により生国である尾張（現在の愛知県）を追われ諸国流浪の果てに川崎にたどり着いた平間兼乗^{ひらまかねのり}は、深く仏法に帰依し特に弘法大師を信仰し、42歳になり厄除けを祈願していたところ、夢に弘法大師が現れ『唐にいたとき、自分の像を彫って海に投じた。それが今この浦に止まっている。これをお前が引き上げれば厄難は消えるだろう』とお告げがあった。翌朝、海を見ると光輝く場所があり、そこに網をおろすと、大師像が上がった。そこで寺を建て、大師像を祀ったのが始まりである。」というものです。しかし、近世以前の平間寺の様子や歴史は不明な点が多いままです。

江戸時代になると、寛永5（1628）年の銘のある六字名号碑や寛文3（1663）年の道標等、庶民の川崎大師への信仰を示す資料が現れます。川崎大師信仰の中心となっているのは「厄除け」で、徳川幕府御三卿の田安宗武による宝篋印塔の寄進をきっかけに武家の間で川崎大師への信仰が急速に広まり、御三卿のほか、御三家、さらには徳川将軍家の信仰も得るに至ります。寛政8（1796）年には11代将軍徳川家斉が初めて川崎大師を参詣し、以後歴代将軍の参拝がしばしば行われました。

川崎大師がある大師河原は江戸の郊外五里半にあり、物見遊山も兼ねて参詣に訪れる行楽地としても恰好の場所であり、多くの紀行文や名所案内記に描かれました。また、東海道川崎宿は、川崎大師への玄関口としてにぎわい、江戸時代後期には旅籠が72軒も連なっていました。

明治に至っても、川崎大師のにぎわいは衰えず、明治22（1889）年には川崎大師の出資により大師道の新道が開通、続く明治32（1899）年には現在の京浜急行の前身である大師電気鉄道が開通しました。明治34（1901）年には大森～大師間、明治37年には品川～川崎間が開通し、沿線の池上本門寺や穴守稲荷等寺社や観光名所と合わせて人気を博しました。

昭和20（1945）年4月15日の空襲により平間寺の大本堂ほか周辺の多くは被災し、記録類や寺宝の多くを焼失しましたが、戦後、大岡實建築研究所による設計で、大本堂の再興を果たしました。初詣や諸行事、10年に一度の赤札大開帳等に多くの人々が参詣し、今日まで厄除け大師としての信仰を広く集めています。

江戸時代後期にはじまる川崎大師の隆盛や東海道川崎宿のにぎわいと、現代まで続く厄除け大師の信仰を伝える関連文化財群です。

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎大師平間寺の所蔵する絵画作品については、川崎市彫刻・絵画緊急調査が実施され、境内にある石造物についても、市民による調査が行われており、おおむね把握ができています。 ・周辺にある文化財についても、大師地区で長年行われているウォークラリーイベント等で活用され、地域住民に親しまれています。 ・大師道の起点である東海道川崎宿に関連する事業が区役所等によって行われています。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・構成文化財は周辺にまだ存在すると考えられますが、関連文化財群としての把握は十分とは言えません。 ・関連文化財群の魅力発信を効果的に行うため、東海道川崎宿の活性化事業と連携していく必要があります。
方針	<p><地域と連携した文化財の掘り起こしの推進></p> <p>地域文化財顕彰制度を活用し、市民と連携し地域にある文化財の掘り起こしを進め、関連文化財群の充実につなげます。</p> <p><大師信仰にまつわる関連文化財群の発信></p> <p>大師への道の起点となる東海道川崎宿に関する事業と関連させ、文化財に関する情報を一体的に発信する等、大師信仰にまつわる関連文化財群を積極的に活用します。</p>

表11 「厄除け大師への信仰」を構成する文化財

文化財の名称		種別等	所在地	内容
①	六字名号塔	市指定 有形民俗	川崎区大師 町(平間寺)	浅井了意「東海道名所記」がその伝承を伝える。「南無阿弥陀仏」の六字が刻まれた石塔としては市内最古で、近世初期の川崎大師に対する庶民の信仰を知る上で貴重なもの。
②	弘法大師道標	市指定 建造物	川崎区大師 町(平間寺)	もと川崎宿の「万年」の脇、大師道が東海道から分かれる地点にたてられていた道標で、道路改修のために移設された。現存市内最古の道標。
③	宝篋印塔	市地域文化財 建造物	川崎区大師 町(平間寺)	宝暦 6(1756)年に徳川御三卿の田安宗武が 42 歳の厄除け祈願のために寄進したもので、近世における川崎大師興隆のきっかけになった宝篋印陀羅尼經を納める塔。
④	日輪大師像	市指定 絵画	川崎区大師 町(平間寺)	海波中輪宝上の日輪の中、蓮華台座に趺坐する姿を描いた特異な図柄の大師画像。文政 3(1820)年の本堂再建に際し、江戸の講中が寄進したもので、大師信仰史の資料として貴重。
⑤	大師河原開帳 諸々奉納并飴 物目録	未指定 古文書	川崎市立 中原図書館	天保 5(1834)年弘法大師一千年御遠忌に開帳がされたおりの奉納物を絵入りで示したもので、門前で頒布された。
⑥	赤札授与	未指定 無形民俗	川崎区大師 町(平間寺)	10年ごとの大開帳で行われる。弘法大師直筆とされる六字名号を版にした護符を、平間寺貫主が手摺りする。本尊からの感得によって、貫主が授ける習わしで、配布時刻は定まっていない。そのため、授与を希望する信者は朝早くから行列を作る。
⑦	遊山募仙詩碑	市指定 有形民俗	川崎区大師 町(平間寺)	江戸時代後期の書家である寺本海若が建立した書碑で、三筆の一人として称えられる空海の書法で揮毫し、天保 5(1834)年の弘法大師一千年遠忌に際して、川崎大師平間寺に奉納した。
⑧	九橋の碑	市地域文化財 歴史資料	川崎区大師 町(平間寺)	川崎大師への参詣路に交わる用水にかけられた九の橋を記念した石碑。
⑨	若宮八幡宮境内の石橋	市地域文化財 建造物	川崎区大師 駅前	川崎大師参道にかけられた九橋のうち、若宮八幡宮前の石橋が境内へ移された。「九箇所之内」との陽刻がある。
⑩	道普請寄進碑	市地域文化財 歴史資料	川崎区大師 町(平間寺)	天保 10(1839)年に、川崎宿の万年半七が世話人となり、江戸の人々にも声をかけ「万年」前から大師御門前までの道普請を寄進すると刻銘されている。大本堂の落成に合わせて行われた道普請の記録である。もとは、②弘法大師道標と並び川崎宿の「万年」前に所在した。
⑪	川崎大師引声 念仏・双盤念仏	市指定 無形民俗	川崎区大師 町(平間寺)	川崎大師引声念仏は、天保 5(1834)年に第 35 世隆盛和尚が本堂再建を期して始められたとされている。3 月 20～22 日の正御影供で、御本尊の大師像の御戸帳を開閉する際に行われる。鉦(直径約 36cm)は 2 枚で左右に分かれて叩き、中央に講元が座り、後ろに 20 名ほどの講員が並んで座って念仏を唱える。5 月と 9 月の 21 日の大護摩供 <small>おほごまく</small> でも行われる。川崎大師双盤念仏は、明治 30(1897)年頃、初代講元である古尾谷浅吉氏 <small>ふるおしやあさきち</small> が始めた。原則として、毎月第三日曜日の午後川崎大師信徒休憩所で行われる。鉦 3 枚と太鼓 1 つで行う 14 の曲目の念仏と鉦の叩きからなる。
⑫	川崎大師平間 寺大本堂	未指定 建造物	川崎区大師 町(平間寺)	昭和 20(1945)年 4 月 15 日の空襲で焼失した天保 5 年建立の大本堂に代わり、昭和 39(1964)年に落慶した大岡實と乾兼松の設計による鉄筋コンクリート造の本堂。法隆寺金堂壁画焼損の経験から、不燃性に重点を置いた観点をもって設計された。
⑬	川崎大師平間 寺大梵鐘	重要美術品 工芸品	川崎区大師 町(平間寺)	寛政 7(1795)年完成の江戸時代後期の代表的な梵鐘。鐘の初撞きの住所から、資金の勧進が江戸ばかりでなく、その周辺の郡部にまで広く行われ、川崎大師への信仰の広がりを確認できる。昭和 20(1945)年の空襲により災禍を被り、表面に火傷痕が残る。
⑭	京浜急行発祥 の地碑	未指定 歴史資料	川崎区大師 駅前	日本で 3 番目、関東で最も早く開業した営業用電気鉄道である大師電気鉄道の後身である京浜急行の発祥の地を記念した石碑。

表 12 「厄除け大師への信仰」に関連するおもな人物

氏名	生没年	事績の概要
弘法大師空海	774-835	平安時代に真言宗を開く。三筆の一人(他に嵯峨天皇・橘逸勢)。仏教のみならず文化・教育・社会事業等様々な方面に大きな足跡を遺した。
田安宗武	1715~1771	徳川将軍家の御三卿の一、田安家の祖。国学者・歌人。平間寺へ宝篋印塔を奉納した。
徳川家斉	1773~1841	江戸幕府第 11 代将軍(1786~1837)。一橋治済の長男。14 歳で将軍職を継ぐ。24 歳前厄祈願、26 歳後厄祈願、41 歳前厄祈願、43 歳後厄祈願に参拝。以後、庶民にまで大師信仰が広がった。
平間兼乗	?	弘法大師の夢告を受け、平間寺の本尊を海から引き揚げ、平間寺を創建した。
紀伊国屋作内	?	浅井了意「東海道名所記」に描かれる六字名号碑の伝承の主人公。読み書きができなかったが、弘法大師が夢に現れ六字名号の書き方を教えられた翌日、拾った筆で名号を書くと見事な六字名号となった。喜んだ作内は書いた名号を彫った石碑を立てたという。
万年屋半七	?	六郷の渡し場から川崎宿への入り口に奈良茶飯で評判をとった料亭「万年」の主人。天保 5 (1834)年の大本堂落慶の際には、多額の奉納金を拠出しているほか、大師道の道普請を主導した。



② 弘法大師道標



④ 日輪大師像



⑨ 若宮八幡宮境内の石橋



⑪ 川崎大師引声念仏・双盤念仏



⑫ 川崎大師平間寺大本堂

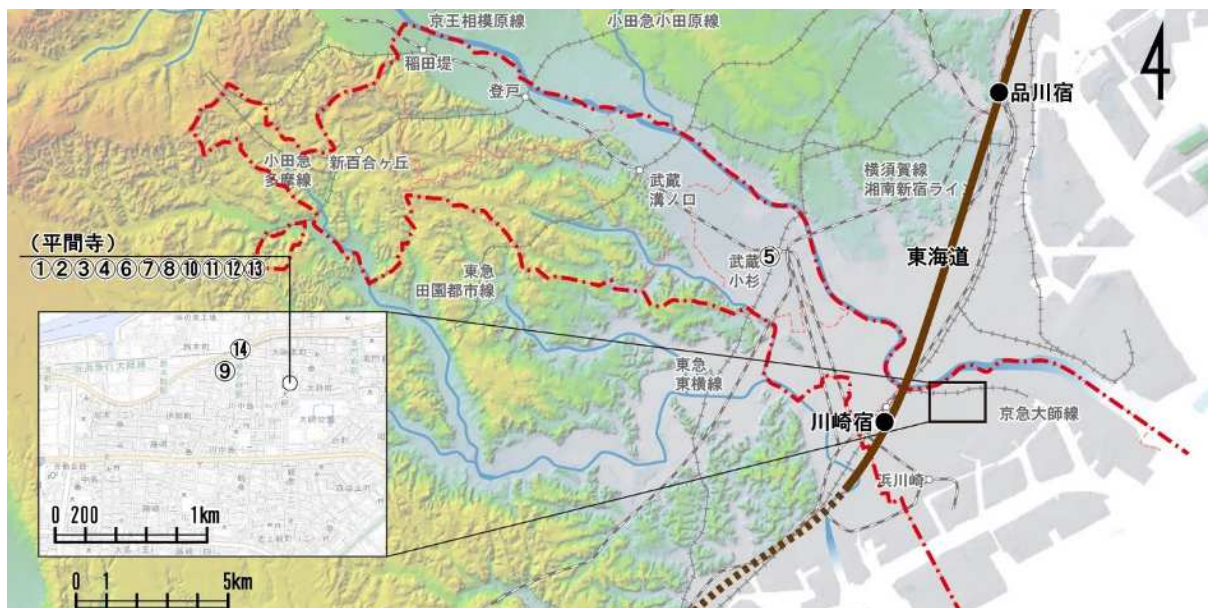


図 26 「厄除け大師への信仰」の文化財の位置／「地理院地図（電子国土 Web）」（国土地理院）を加工して作成

関連文化財群⑥「いまに生きる願掛けとご利益」

厄除けの御利益が全国的に知られているのは川崎大師ですが、その他にも市域では自然環境を利用し、ときには克服しながら、人々の暮らしが営まれる中で、様々な願掛けをし、神仏の御利益を期待してきました。これらは、有形の民俗文化財である獅子頭や伝説・信仰を描いた絵画、講行事やどんど焼き等の年中行事、市域に伝わる囃子や踊りなどの民俗芸能として、現在まで伝えられています。

五穀豊穡や災厄消除、健康や美容などさまざまな願掛けや御利益を求めた多くの庶民の生活や信仰を伝える関連文化財群です。

現状	・社会構造や価値観が大きく変化する中で、地域で営まれてきた生業や年中行事が姿を消しつつあり、願掛けや御利益の本質、それにまつわる伝承や記憶も薄れていっています。
課題	・構成要素の文化財は、地域の祭りや行事に結び付いており、市民がこれらの風習や行事を楽しみながら、本来の意味や行事の変化等を知り、伝承することは、文化財の保存・活用を進める上で重要です。
方針	<p><民俗文化財の保存・継承の支援> 市域の有形・無形の民俗文化財を文化財調査を通じ把握し、記録の作成によって、継承支援を行います。</p> <p><地域と連携した文化財の掘り起こしの推進> 地域文化財顕彰制度を活用し、市民と連携し地域にある文化財の掘り起こしを進め、本市の歴史文化の魅力を多面的に発信していきます。</p>

表 13 「いまに生きる願掛けとご利益」を構成する文化財

文化財の名称		種別等	所在地	内容
①	川崎大師平間寺	未指定	川崎区 大師町	厄除け大師で全国的に著名。毎年の初詣や折々の行事、10年に一度の大開帳には多くの人が参詣する。
②	しょうづかのばあさん	未指定 有形民俗	川崎区大師町 (平間寺)	平間寺の墓地入口に安置されている石造の奪衣婆像。虫歯の痛みを直してくれることで知られており、昭和40年後までは手紙やはがきで祈願があった。近年は美貌を願う人が訪れる。
③	登戸敬神講	市地域文化財 無形民俗	登戸地区	大山講・榛名講・御岳講の三つの講が同時に行われる講行事。
④	岡上のどんど焼き	市地域文化財 無形民俗	岡上地区	上・下地区、谷戸地区、川井田地区の3ヶ所で行われる小正月の火祭り。
⑤	十王図	指定・未指定 絵画	市域	各地区の寺院に伝わる十王図。近世の人々の死生観をユーモラスに伝える。
⑥	松寿弁才天図	市指定 絵画	多摩区宿河原(常照寺)	多摩川の洪水の際に、多くの人の命綱となった宿河原の綱下げ松の白蛇を祀った松寿弁才天を題材とした絵画。
⑦	影向寺の乳イチヨウ	市地域文化財 記念物(植物)	宮前区 野川本町 (影向寺)	乳の出の悪い産婦が、樹皮を煎じて飲むと乳の出が良くなるとして信仰された。
⑧	南河原雨乞い獅子頭	市指定 有形民俗	幸区都町 (延命寺)	龍は雨を呼ぶという信仰を下敷きに制作されたと考えられる獅子頭。
⑨	市域に伝わる囃子・踊り	市地域文化財 無形民俗	市域	祭りの奉納物や農村の娯楽として近世から近代に取り入れられた囃子や踊りは地域の若者たちに受け入れられ今に伝わっている。正月の囃子の門付け等に伝わっている。
⑩	大山灯籠	未指定 有形民俗	高津区 二子・新作	大山の登山が許される夏の間、大山街道の参詣路に参詣者のためにたてられた灯籠。
⑪	麻生不動院のだるま市	市地域文化財 無形民俗	麻生区 下麻生	不動明王を本尊とし、火伏の神として知られる木賊不動の縁日。1月28日に開催。かつては農機具や工作機械が多かったが、現在はダルマや食品、植木等の露天商が多数出店する。



④ 岡上のどんど焼き（上・下地区）



⑥ 松寿弁才天図



⑦ 影向寺の乳イチョウ



⑧ 南河原雨乞い獅子頭



⑩ 大山灯籠



⑪ 麻生不動院のだるま市



図 27 「いまに生きる願掛けとご利益」の文化財の位置

／「地理院地図（電子国土 Web）」（国土地理院）を加工して作成

※⑤・⑨市域全域に所在するため位置は示さず

(3) 文化財保存活用区域に関する事項

文化財保存活用区域①「日本民家園と里山の風景」

日本民家園は急速に消えつつある東日本各地の古民家を移築保存し、市民の心のふるさととして活用しようと昭和42(1967)年に市内最大級の緑地公園である生田緑地に開園しました。旧伊藤家住宅、旧清宮家住宅、旧野原家住宅の3棟からスタートした日本民家園は、現在、25件の文化財建造物と本館展示室で構成されています。

麻生区金程にあった旧伊藤家住宅は、建て替えに際し、その学術的価値から横浜の三溪園に移築保存が決まっていた。しかし、それを知った川崎市の文化財保護業務を担当していた古江亮仁は、川崎市の古民家は地元で保存したいとの思いを胸に、あらゆる人を巻き込み、旧伊藤家住宅を地元川崎で保存活用することに成功します。

その際に大きな役割を果たした横浜国立大学の大岡實博士は、川崎市に条件を課します。それは、東日本の代表的な古民家を集めた野外博物館を建設することでした。

こうして、日本民家園は開園し、様々な関係者の支援や努力によって、生田緑地の緑豊かな里山風景を生かした、伝統的な生活に触れることのできる日本を代表する古民家の野外博物館になりました。

日本民家園の所在する生田緑地周辺には、多摩丘陵の自然とともに、かつて農村で行われた年中行事などが遺されており、日本民家園の文化財とあいまってかつて営まれた伝統的な生活文化を伝える、文化財が集積する区域です。

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・日本民家園は、文化財建造物25件を展示する野外博物館であり、文化財建造物のみならず、旧所在地で使用されていた様々な民具が所蔵されています。これらは、古民家内での展示のほか、企画展示等で活用されています。 ・日本民家園の立地する生田緑地は、「生田緑地ビジョン」に基づき、周囲と連携して緑地を守り、育てることにより緑の多様性を保持するとともに、里山の原風景となる植生の回復・維持、貴重な生き物の保全、谷戸の水路や池、湧水の保全・活用、さらに、子どもの自然遊びや農の活動を始めた環境学習の場として整備が進められています。 ・生田緑地の周辺には初山の獅子舞、長尾神社のマトーや白幡八幡大神の初午祭等、里山の暮らしの中に根付いた有形・無形の民俗文化財が多く所在しています。 ・生田緑地には、日本民家園のほかにも、青少年科学館(かわさき宙と緑の科学館)や岡本太郎美術館、生田緑地ビジターセンター、藤子・F・不二雄ミュージアム等の施設が立地しており、緑地全体で資源の活用を図っています。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・日本民家園とその所蔵文化財の保存・活用のためには、耐震補強や防災対策等、文化財や利用者の安全を重視した施設の整備や維持管理が必要です。 ・生田緑地やその周辺の自然環境、里山の暮らしに関連する有形・無形文化財など、構成文化財の一体的な保存・活用による魅力向上が求められています。
方針	<p><日本民家園の文化財の確実な保存管理></p> <p>日本民家園を構成する文化財建造物の計画的な耐震工事や保存修理、所蔵資料の継続的な調査・研究を通じて日本のふるさとを未来へ継承していきます。</p> <p><生田緑地の自然環境を含む区域の文化財の魅力発信および利用促進></p> <p>民家園が立地する生田緑地の自然環境を保全し、周辺に残る民俗芸能や年中行事等と一体的に捉え、魅力を発信することで生田緑地の諸施設の利用促進につなげます。</p>

表 14 「日本民家園と里山の風景」における文化財

文化財の名称	種別等	所在地	内容
① 日本民家園の建造物と民具	指定/未指定 建造物 有形民俗	多摩区枳形	25 件の文化財建造物からなる古民家の野外博物館。昭和 42 (1967) 年開園。民家に付属する民俗資料も多数収蔵。
② 枳形山	未指定 記念物(遺跡)	多摩区枳形	多摩丘陵の一角にのこる中世の山城跡。
③ 生田緑地の地層	未指定 記念物 (地質鉱物)	多摩区枳形 生田緑地	関東ローム層、飯室層、おし沼砂礫層等、多摩丘陵の基盤となる地層の露頭が各所にある。
④ 生田緑地のコナラ林	未指定 記念物(植物)	多摩区枳形 生田緑地	かつて里山として管理されていたコナラの多い落葉広葉樹林は、当時の伝統的な生活文化を伝えている。環境省特定植物群落 E。
⑤ ホトケドジョウ	未指定 記念物(動物)	多摩区枳形 生田緑地	水田等に生息する日本固有の淡水魚。絶滅危惧 I B 類。
⑥ 初山の獅子舞	県指定 無形民俗	宮前区初山	初山地区に伝えられた一人立ち三匹獅子舞。雌獅子隠しのストーリーを持つ。
⑦ 初山の獅子頭	市指定 有形民俗	宮前区初山	江戸時代初期の獅子頭。初山獅子舞の由来は伝承も記録も残っていないため、初山の獅子舞の始まりを考える上でも重要な資料。
⑧ 初山十王堂 木造閻魔坐像 石造十王坐像及び 奪衣婆像	未指定 有形民俗	宮前区初山	初山集落の中にある十王堂。庶民信仰の中の十王信仰を考える上で重要。木造閻魔坐像は江戸時代、石造十王坐像および奪衣婆は近代作。
⑨ 長尾神社のマト	市地域文化財 無形民俗	多摩区長尾	毎年 1 月 7 日に長尾神社で行われるオマト行事。射手は稚児 2 人とその介添え人で、2 本の矢を単位としてそれぞれ 3 回座射する。
⑩ 長尾神社射的祭 儀式記録	市地域文化財 歴史資料	多摩区長尾	明治期に長尾村内の五所権現社と赤城神社を統合する折りに、「射的祭」の儀式内容が間違いなく後世に伝わるようにと記録したもの。祭りで使う的や弓矢等の道具のつくり方、射的の所作、直会用神饌のレシピ等が記録されている。
⑪ D51 蒸気機関車	市地域文化財 歴史資料	多摩区枳形 生田緑地	昭和 15(1940)年製造。昭和 45(1970)年 11 月に新鶴見機関区で廃車になった蒸気機関車を保存展示。

表 15 「日本民家園と里山の風景」に関連するおもな人物

氏名	生没年	事績の概要
古江 亮仁	1915-2001	昭和 26 年から川崎市教育委員会事務局社会教育課で文化財保護を担当する。日本民家園の開園に向け尽力し、初代園長。
大岡 實	1900-1987	東京帝国大学工学部で建築の道へ進み、大学卒業後、文部省嘱託となり古社寺保存に携わる。横浜国立大学で建築学の教鞭を執る。日本民家園の設立に当たって、その基本構想から移築民家の選定、移築古民家の保存修理に至るまで全面的に指導助言を行った。



① 日本民家園



③ 生田緑地の地層（おし沼砂礫層）



⑥ 初山の獅子舞



⑨ 長尾神社のマトー

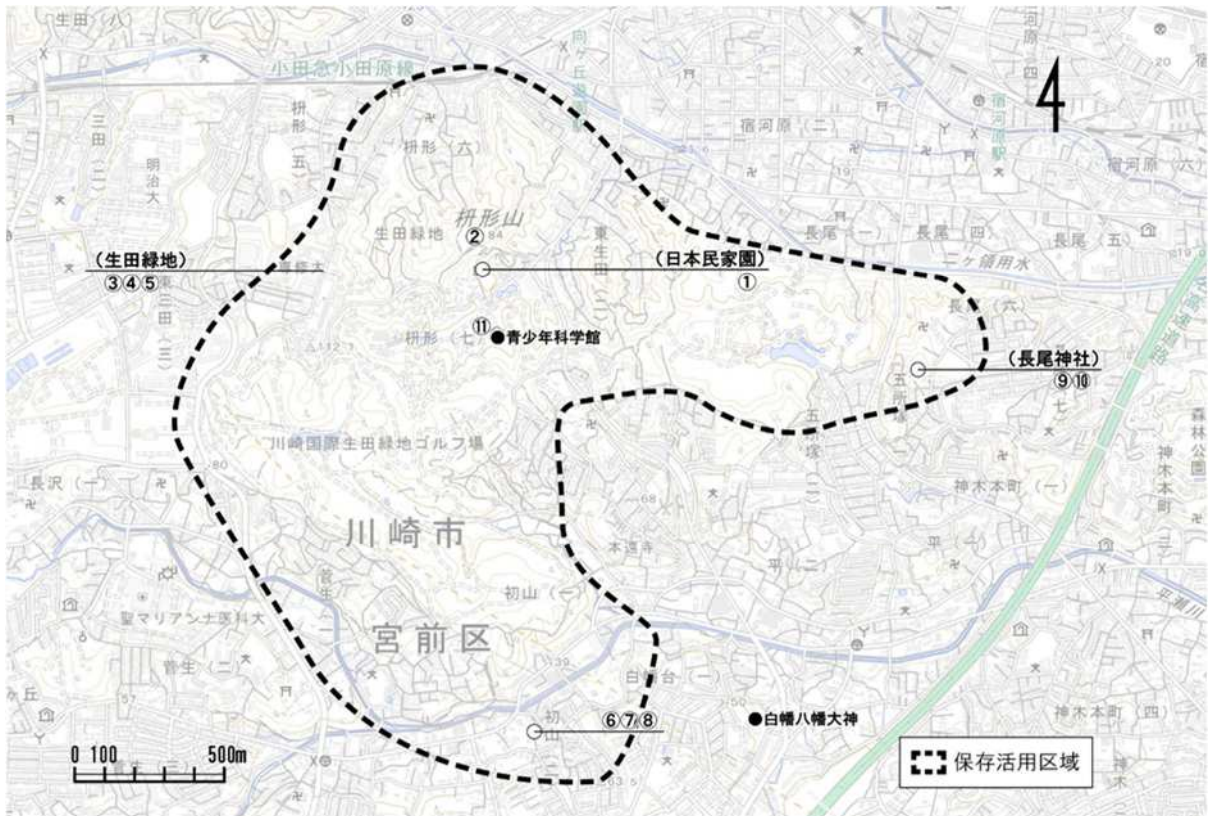


図 28 「日本民家園と里山の風景」の文化財の位置
/「地理院地図（電子国土 Web）」（国土地理院）を加工して作成

文化財保存活用区域②「加瀬山」

幸区の加瀬山は標高 35m の独立丘で、江戸時代の文人・太田南畝（蜀山人）は、江戸の海や池上本門寺も一望できる景勝の地として「調布日記」で紹介しています。また、夢見ヶ崎とも呼ばれ、室町時代の武将・太田道灌の築城伝説が残っています。

加瀬山には縄文時代から現代までの歴史が連綿と刻まれています。幸区役所日吉出張所周辺には、全国的にも珍しい弥生時代の貝塚である南加瀬貝塚がありました。明治 39(1906)年、考古学者の八木柴三郎によって発掘調査が行われ、弥生土器を含む貝層の下に縄文土器を含む貝層が発見され、縄文時代と弥生時代の新旧関係が、考古学史上、初めて明らかにされました。

加瀬山には縄文時代や弥生時代のムラのほかにも、少なくとも 11 基の古墳があったことが知られており、加瀬台古墳群と呼ばれています。なかでも西端にあった白山古墳は、4 世紀中頃の全長約 87m の大形前方後円墳で、昭和 12(1937)年の慶応義塾大学による調査で、三角縁神獣鏡等の副葬品が発見されています。残念なことに戦争中の土取り工事によって白山古墳は消滅しましたが、加瀬山には 6 基の古墳が現存しており、3 号墳は横穴式石室の内部もみることができます。

現在、市内で発見された文化財で唯一の国宝である「秋草文壺」も加瀬山南麓から出土しました。平安時代末の 12 世紀末に愛知県の渥美窯で製作されたと考えられています。

また、近隣の越路遺跡からも青白磁の壺が出土しており、これも相当な有力者がいたことをうかがわせるものです。

縄文時代から現代にいたるまでの人々の活動の痕跡が刻まれてきた独立丘陵で、都市の開発とともに失われた古墳や市外に流出した文化財を含め、文化財が集積する区域です。

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・加瀬山周辺の遺跡からは、秋草文壺や越路遺跡出土の青白磁四耳壺等、優れた遺物が発見されています ・加瀬山の大部分は現在、夢見ヶ崎動物公園として、その他は神社や寺院等比較的市民に開放されていることから、市民にとって利用しやすいエリアであると言えます。 ・加瀬台古墳群のうち、現存している 3 号墳は横穴式石室が見学できるように整備されているほか、これまでに幸区役所日吉合同庁舎内に夢見ヶ崎周辺の文化財に関する展示コーナーを設ける等、市民に地域の歴史に親しむ機会が提供されています。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・加瀬山周辺の文化財については所在把握調査が十分でなく、市民とともに掘り起こしをすすめる必要があります。 ・加瀬山周辺は戦中から土取り工事が盛んに行われ、重要な古墳や貝塚が壊されています。また、重要な遺物に関連する遺跡・遺構等の詳しいことはわかっていません。 ・秋草文壺や白山古墳の副葬品等重要な文化財は、市外で保管されており、市民に親しまれているとは言えない状態です。
方針	<p><地域と連携した文化財の掘り起こしの推進></p> <p>地域文化財顕彰制度を活用し、市民と連携し地域にある文化財の掘り起こしを進め、重要な文化財との関係を伝えることで、加瀬山の歴史文化を身近に感じられるよう、魅力を多面的に発信していきます。</p> <p><文化財の価値の確実な共有></p> <p>関連する文化財を適切に保存活用するとともに、記録保存された埋蔵文化財や市外で保管されている文化財を含め、価値の共有に努めます。</p>

表 16 「加瀬山」における文化財

文化財の名称	種別等	所在地	内容
① 秋草文壺	国宝 工芸品	-	加瀬山西麓から発見された火葬骨蔵器。慶應義塾所蔵、東京国立博物館に寄託・展示。
② 幸区 No. 7 遺跡	未指定 記念物(遺跡)	幸区南加瀬	中世末から近世初頭にかけての土坑が3基確認されている。遺構には伴わないものの、縄文時代前期黒浜式土器がまとまって出土しており、周囲に縄文時代前期の関連遺構が存在する可能性が大きい。
③ 加瀬台古墳群	未指定 記念物(遺跡)	幸区南加瀬 ・北加瀬	現在わかっているだけで11基の古墳から構成されていた。白山古墳と第六天古墳は戦前の土取り工事で壊されてしまったが、台地上には現在6基の円墳が残されている。3号墳は7～8世紀の横穴式石室内部を見学できる。
④ 白山古墳出土の副葬品	未指定 考古資料	-	鏡類・玉類・鉄器類。慶應義塾所蔵。川崎市市民ミュージアムで複製品を所蔵。
⑤ 寿福寺の力石	未指定 有形民俗	幸区北加瀬	江戸末期から大正初期にかけて南加瀬村の若者たちが力くらべをしたときに使ったという力石。市内でも最大級の大きさで大亀石とよばれ、これを持ち上げた新堀平次郎の名が刻まれている。
⑥ 了源寺	未指定 建造物 記念物(遺跡)	幸区北加瀬	本堂・庫裏は宝暦年間に建築。日蓮宗。境内に所在する加瀬台4号墳は明治末年に中国鏡2面と鉄斧が出土しており、5世紀後半の円墳と考えられている。
⑦ 富士浅間神社 (加瀬台6号墳)	未指定 記念物(遺跡)	幸区北加瀬	熊野神社に隣接する古墳を利用した、富士山を模して小高くなっている富士塚。12世紀には経塚として利用された。大正9年に常滑・和鏡が出土、東京国立博物館が所蔵している。
⑧ 加瀬台遺跡	未指定 記念物(遺跡)	幸区南加瀬 ・北加瀬	加瀬山の台地上に広がる縄文時代・弥生時代・古墳時代の集落の複合遺跡。
⑨ 越路遺跡出土青 白磁四耳壺	未指定 考古資料	川崎市教育 委員会保管	秋草文壺出土地の傍で道路工事中に発見。火葬骨蔵器として使用された。12世紀ごろの陶磁器で県内最古の部類の舶載品。

表 17 「加瀬山」に関連するおもな人物

氏名	生没年	事績の概要
太田道灌	1432-1486	長禄3(1457)年に江戸城を築城した。加瀬山に築城を考えていたところ、ある夜、驚に兜を奪われる夢を見て、不吉であるとして築城を断念したという伝説がある。
軽部五兵衛	?	下平間の名主で、江戸の浅野家に下肥の清掃を請け負って出入りしていた。赤穂浪士の討ち入りの直前に潜伏場所を提供。加瀬山の了源寺に墓がある。



③ 加瀬台古墳群（加瀬台 3号墳）



③ 加瀬台古墳群（加瀬台 9号墳）



⑤ 寿福寺の力石



⑥ 了源寺



⑦ 富士浅間神社（加瀬台 6号墳）



加瀬山周辺

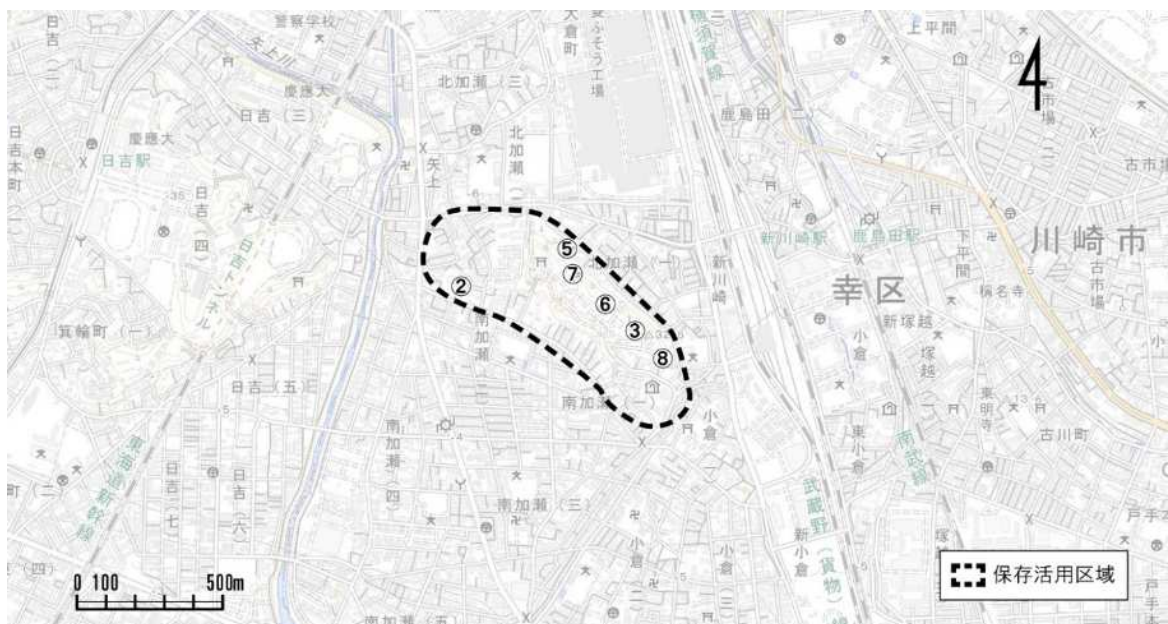


図 29 「加瀬山」の文化財の位置／「地理院地図（電子国土 Web）」（国土地理院）を加工して作成

※①④⑨は区域外に所在するため位置は示さず

5 文化財の保存・活用に関する取組

第3節で設定した文化財の保存・活用における個別の取組方針に基づき、具体的な取組を表として示しました。以下の取組については、市費、県費、国費（文化財補助金・デジタル田園都市国家構想交付金等）、その他、民間資金等を活用しながら進めます。

【新規事業、重点事業】

計画で新しく取り組む新規事業や重点的に取り組む事業は、取組の左欄に「新」又は「重」と記載しています。

【分野】

対象となる文化財の分野を記載しています。

【財源】

取組の実施に当たって活用を図る財源を記載しています。国や県の補助制度等の活用を図ります。

【実施主体の凡例】

◎：中心となって取り組む主体、○：協力して取り組む主体

川崎市：神奈川県や国との協働を含む。市民・団体：川崎市民、市民団体等

民間企業：市施設の指定管理者や市内に立地する企業

教育機関：市内学校、博物館、市民館、図書館、大学等

【計画期間】

10年間を3つに分けます。(1-2年目)は、川崎市総合計画第3期実施計画が満了する令和7(2025)年度まで、残りの8年間は市総合計画がこれまで4年間の実施計画とされていたことを踏まえ、(3-6年目)を令和8(2026)-11(2029)年度、(7-10年目)を令和12(2030)-15(2032)年度とし、着色部分に取組を実施します。

取組	内容	分野	財源	実施主体			計画期間			
				川崎市	市民・団体	民間企業	教育機関	1-2年目	3-6年目	7-10年目
施策の方向性①「文化財の価値の共有と継承」										
(1) 文化財の現状把握・調査・研究の強化										
(1)-1 文化財の適切な現状把握										
	指定文化財の現状把握調査	文化財調査員・職員による現状把握調査を計画的・定期的に行う。	彫刻・絵画・民俗・記念物	市費	◎					
	日本民家園の建造物(指定文化財)の現状把握調査	職員・学識経験者による現状把握調査を行い、適切な保存・活用に向け課題等を把握する。	建造物(民家園)	市費	◎					
	地域文化財の現状把握調査	決定した地域文化財の現状把握調査を計画的・定期的に行う。	全分野	市費	◎					
	「川崎市石造物調査報告書」の追跡調査	昭和49～50年度の石造物調査の文化財ボランティアによる追跡調査を継続実施する。	石造物	市費	◎	○				
	無形の民俗文化財の把握	川崎市民俗芸能保存協会と連携し現状把握調査や文化財調査員による聞き取り調査を実施する。	民俗文化財(無形)	市費	◎	○				
新	民俗資料所在把握調査	民俗文化財の把握に向け、調査対象・手法・体制の検討を行った上で、調査を実施する。	民俗文化財(有形)	—	◎	○	○			
	市域古文書所在把握調査	川崎市域古文書所在調査団への委託により、古文書の所在把握及び目録の作成を行う。	古文書	市費	◎	○				
重	「川崎市地域文化財顕彰制度」による未指定文化財の把握	川崎市地域文化財顕彰制度を周知するとともに、制度の運用によって未指定文化財を把握し、川崎市地域文化財として顕彰する。	全分野	市費	◎	◎	◎	◎		
新	近現代文化財の所在把握調査	把握する文化財の範囲や調査手法を検討し、情報の把握を進める。	有形文化財・有形民俗	市費	◎	○	○			
(1)-2 文化財調査情報の適切な管理										
	文化財データベースの構築及びデジタル化	指定・未指定を問わず、文化財に係る情報のデジタル化を進め、各種調査の情報(調査報告書や台帳の情報)を紐づけるとともに、台帳の作成・更新など調査情報を適切に管理する。	全分野	市費	◎					
(1)-3 文化財の価値を明らかにするための調査・研究										
重	国史跡橘樹官衙遺跡群の調査・研究	史跡の価値を明らかにするための調査を計画的に実施するとともに、開発行為等を踏まえ弾力的に調査を実施する。	史跡	国補助市費	◎					
	大学等と連携した史跡・埋蔵文化財の調査・研究	遺跡のレーダー探査等による非破壊調査を実施。馬絹古墳や橘樹官衙遺跡群に関連する遺跡・史跡等について、調査を進め、史跡の価値を明らかにする。	史跡・埋蔵文化財	市費	◎		◎			
	指定等候補物件の個別調査	地域文化財・未指定文化財のうち指定等候補の個別調査を実施し、指定候補リストを作成する。	全分野	市費	◎	○	○			

取組	内容	分野	財源	実施主体				計画期間		
				川崎市	市民・団体	民間企業	教育機関	1-2年目	3-6年目	7-10年目
(2) 文化財の確実な保存・継承・修理・整備										
(2)-1 文化財の指定・登録、地域文化財の顕彰										
	計画的な文化財の指定・登録	指定等候補の文化財の計画的な指定・登録を進める。	全分野	市費	◎					
	川崎市地域文化財の顕彰	文化財の保存・活用を担う団体や町内会・学校などへ川崎市地域文化財顕彰制度を周知し、連携して発信し、地域文化財の保存・活用を図る。	全分野	市費	◎	○	○	○		
(2)-2 保存活用計画や整備計画の策定と運用										
重	国史跡橋樹官衙遺跡群の史跡整備の推進	保存活用計画に基づき、史跡指定地の整備を推進する。最新の調査成果を踏まえ、史跡指定地の公有地化や整備の範囲などの検討及び計画の見直しを行う。	史跡	国補助市費	◎					
新	影向寺遺跡整備計画に基づく史跡整備の支援	影向寺が作成する「影向寺遺跡整備計画」に基づき、影向寺と連携し国や県との調整をはかりつつ、史跡の活用や整備に係る計画の運用の支援を行う。	史跡	-	○	◎				
(2)-3 有形文化財の保存修理										
	有形文化財の保存修理の促進	現状把握調査で把握した要修理事物を専門家の助言指導を受け、適切な保存修理計画を立て計画的に助成する。	有形文化財	市費 国補助 県補助	◎	○				
重	日本民家園の展示古民家の耐震化・屋根葺き替え工事	計画的に耐震・保存修理を実施する。	建造物(民家園)	国補助 県補助 市費	◎			◎		
	所有者への保存修理に関する技術的な支援	未指定文化財について所有者等からの相談に応じ、適切な保存修理の手法や対応できる業者等について、専門家の助言指導を得ながら支援を行う。	有形文化財	-	○			○		
	市民ミュージアムにおける被災収蔵品の修復等【市民ミュージアム】	令和元年東日本台風による浸水被害を受けた収蔵品の適切な修復等を進める。	有形文化財	市費	◎			○		
(2)-4 無形文化財・無形民俗文化財の継承										
	各保存団体における継承活動の支援	指定等無形民俗文化財保存団体が行う継承活動へ市による助成、その他、後継者の確保・育成に関わる活動支援を行う。	民俗文化財(無形)	市費	○	○				
	川崎市民俗芸能発表会の運営支援	各団体の活動の活性化のため、川崎市民俗芸能保存協会が主催する発表会の運営の支援を行う。	民俗文化財(無形)	市費	○	○				
	川崎市民俗芸能協会を通じた技芸継承の支援	技芸継承費の助成・川崎市民俗芸能保存協会の運営支援を通じ各団体の後継者育成や技芸継承の支援を行う。	民俗文化財(無形)	市費	○	○				
	乙女文楽の継承の支援	市内に拠点を置くひとみ座で継承されている乙女文楽について、後継者の確保・育成事業や他団体との連携による公開活動の機会拡大等、継承の支援を行う。	無形文化財	国補助 市費	○	○				
(2)-5 記念物の整備・維持管理										
	史跡保存会と協働した市内史跡の日常管理	芭蕉の句碑・子母口貝塚・馬絹古墳・橋樹郡家跡等の日常的な管理を地域住民の協力を得ながら史跡保存会とともに進行。	史跡・埋蔵文化財	市費	◎	◎				
	国史跡橋樹官衙遺跡群用地の維持管理	史跡地内の除草・剪定等の管理を適切に行う。	史跡・埋蔵文化財	市費	◎					
	史跡の管理	馬絹古墳・西福寺古墳・子母口貝塚等、保存・整備されている史跡の高木剪定等管理を適切に行うとともに、遺跡の価値を伝えるための情報発信を積極的に行う。	史跡・埋蔵文化財	市費	◎	○				
	馬絹古墳石室保守管理	馬絹古墳の石室内の管理を行うとともに、将来の再整備に備え、その価値を適切に伝える保存管理の手法の検討を行う。	史跡・埋蔵文化財	市費	◎					

取組	内容	分野	財源	実施主体				計画期間			
				川崎市	市民・団体	民間企業	教育機関	1-2年目	3-6年目	7-10年目	
(2)-6 埋蔵文化財の保護											
	埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の現存状況の把握	埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の規模や内容、現存状況を把握するための試掘調査等を行う。	埋蔵文化財	国補助市費	◎						
	文化財保護法に基づく埋蔵文化財に関する事務取扱	法制度について十分な説明を行い、周知を図るとともに、法92~108条に基づく調査等の調整及び行政手続を適切に行う。	埋蔵文化財	市費	◎	○	○	○			
	埋蔵文化財の記録保存	開発行為等で保存することのできない埋蔵文化財包蔵地について、文化財保護法を周知し、適切に発掘調査を実施して記録保存を行う。	埋蔵文化財	市費 民間費	◎		○				
	考古資料の台帳整備と活用の推進	過去の発掘調査等で出土し、「神奈川県内における出土品の取り扱い要領」に則り文化財認定した考古資料の活用に向けた再整理及び報告書や研究成果等のデータを紐づけた台帳整備を進める。	埋蔵文化財	市費	◎						
	発掘調査報告書の刊行	未刊行の発掘調査報告書を刊行し、有効に活用できるよう配布する。	埋蔵文化財	市費	◎						
(2)-7 防災対策の実施・防災力の向上											
新	GISシステムを利用した文化財所有者・管理者と被災想定との共有	土砂災害や水害の被災想定と文化財をGIS(地理情報システム)上で把握し、庁内関連部署・博物館施設・所有者と被災想定等の情報を共有するとともに、外部支援団体の窓口を把握し連携体制の構築を図る。	有形文化財 民俗文化財 (有形)	市費	◎	○	○	○			
新	文化財所有者・管理者のための被災時初動対応マニュアルの整備	土砂災害や地震、水害で被災した場合の初動対応について、所有者が行うべき内容を整理し周知する。	有形文化財 民俗文化財 (有形)	市費	◎						
	防犯・防災・防火対策の実施および意識の啓発	既存の防災・防犯マニュアル(神奈川県文化財防災マニュアル・国のパンフレット等)の配布・注意喚起を行う行くとともに、防災設備の設置および取扱方法の習得のための助言指導を行う。	有形文化財 民俗文化財 (有形)	市費	◎	○	○				
	日本民家園の防災力向上	総合防災システムの運用・更新による防火対策ガイドラインへの対応、危険木の計画的な伐採等により防災力の向上を推進する。	建造物(民家園)	国補助 県補助 市費	◎			◎			
	文化財防火デーの取組	消防局・文化財所有者と連携した防火・消防訓練を実施するとともに、文化財所有者・管理者へ呼びかけ、防災意識の向上を図る。	有形文化財 民俗文化財 (有形)	市費	◎	◎					
(2)-8 災害・事故発生時の迅速な対応											
新	デジタル技術を活用した被災情報の把握手段の整備の検討	市域の文化財所有者が被災した場合に備え、スマートフォンなどを使用し被害状況の画像や位置等被災状況を的確に通報・把握する仕組みづくりを行う。	有形文化財 民俗文化財 (有形)	市費	◎						
	外部支援団体との連携の強化	発生した災害に応じ適切な支援団体と連携し、被災後の文化財レスキューに対応する。	有形文化財 民俗文化財 (有形)	市費	◎						

取組	内容	分野	財源	実施主体				計画期間		
				川崎市	市民・団体	民間企業	教育機関	1-2年目	3-6年目	7-10年目
施策の方向性②「文化財の魅力を生かした地域づくり」										
(3) 文化財の普及と活用の推進										
(3)-1 文化財に関する広報活動										
文化財解説板等の設置・更新	文化財の所在地の解説板の新設や更新を行う。	全分野	市費	◎						
リーフレット・文化財マップ等の作成	地域文化財や指定文化財に関する解説や見学案内の冊子を作成する。	全分野	市費	◎						
文化財調査報告書の刊行	実施した文化財の調査報告として「文化財調査集録」を刊行する。	全分野	市費	◎						
SNSやメディア、地図情報などデジタル技術を活用した文化財情報の発信	市民のニーズに応じ即時性・継続性のある発信を行うために、SNS、メールマガジンや動画の配信、地域紙や新聞など既存媒体へ情報提供を行う。また、市域の文化財について、地図情報やデジタル技術を活用し、市民が気軽にアクセスできる文化財情報を発信する。	全分野	市費	◎	○	○	○			
(3)-2 文化財を活用した学校教育・生涯学習										
文化財の活用に関する相談受付	学校や地域で文化財を活用するに当たって、必要とされる情報の提供や支援等の相談を受け付ける。	全分野	市費	◎						
学校における文化財の活用	小中学校における「総合的な学習」の時間や地域の学習において文化財を取り上げる。	全分野	市費	○			◎			
小学校への出前授業対応	埋蔵文化財や地域の文化財に関する授業へ学芸員を派遣する。	全分野	市費	◎			◎			
学校による博物館等施設利用	昔の暮らしやニヶ領用水等の学習での博物館施設の利用を推進する。	全分野	市費	◎			◎			
区役所事業等との連携強化	区役所で行うまち歩きや地域資源活用事業との連携を行う。	全分野	市費	◎	◎					
社会教育事業での連携強化	図書館事業・市民館事業・地域教育会議・地域の寺子屋などで地域を知る題材として活用の支援を行う。	全分野	市費 団体費	○	◎					
(3)-3 文化財の計画的な公開による普及啓発										
文化財の公開機会の創出	普段公開することの少ない文化財を所有者の理解・協力を得て特別公開を行う(指定文化財等現地特別公開事業の実施)。また、所有者・活用団体による文化財の公開を支援し、公開機会を増やす。	有形文化財	市費	◎	○					
無形文化財・無形民俗文化財の公開・発信の支援	公開の場の提供、団体による公開についての情報を把握する仕組みを整え、広く発信を行う。	無形・民俗文化財(無形)	市費	◎	○					
博物館施設の常設・企画展示	施設の環境に応じ実物展示の他に手法等に工夫を凝らした展示を実施する。	—	市費 民間費				◎			
橘樹官衙遺跡群発掘調査現地見学会の実施	橘樹官衙遺跡群の発掘調査の成果を現地説明会で公開するとともに、多様な媒体を活用し広く発信する。	史跡	市費	◎						
埋蔵文化財発掘調査の現地見学会の実施	市内公共事業等に伴う埋蔵文化財発掘調査の現地見学会を実施するとともに、多様な媒体を活用し広く発信する。	埋蔵文化財	市費	◎						
(3)-4 地域づくりと一体になった文化財の保存・活用の推進										
関連文化財群・文化財保存活用区域の設定	関連文化財群を6、文化財保存活用区域を2カ所設定し、具体的な取組を進める。	—	市費	◎	◎	◎	◎			

取組	内容	分野	財源	実施主体				計画期間		
				川崎市	市民・団体	民間企業	教育機関	1-2年目	3-6年目	7-10年目
(3)-4-関連文化財群①「ニヶ領用水と地域開発」										
	指定文化財・地域文化財の現状把握調査	文化財調査員・職員による現状把握調査を計画的・定期的に行う。	全分野	市費	◎					
	文化財の所在把握調査	関係する未指定の文化財の所在把握を進める。文化財の周辺環境や来歴、伝承等の収集・記録を行う。	全分野	市費	◎	◎	○	◎		
	文化財の追加登録の推進	ニヶ領用水の県有地部分の追加登録に向けた調整を図る。	記念物	市費	◎					
	情報発信の充実	ニヶ領用水や周辺の文化財に関する案内板やパンフレット等の作成・更新を行う。	全分野	市費	○	○				
	ニヶ領用水せせらぎ館との連携・協力	防災・環境・歴史に関する学習などの情報発信を連携して行う。	全分野	市費	○	○				
	学校教育での活用	副読本への掲載、授業での活用を進める。	全分野	市費	○			○		
	生涯学習での活用	まち歩き・講座等での活用を進める。	全分野	市費 団体費	○	○				
	ニヶ領用水の整備【建設緑政局】	ニヶ領用水の水路や景観を保全するとともに、歴史や地域の文化をつなぐ市民の交流の場として、整備する。	記念物 建造物	市費	◎	○				
(3)-4-関連文化財群②「工業都市川崎とものづくり」										
	指定等文化財・地域文化財の現状把握調査	文化財調査員・職員による現状把握調査を計画的・定期的に行う。	全分野	市費	◎					
	文化財の所在把握調査	過去の調査の追跡調査による未指定文化財の所在把握を進め、文化財としての位置付けを検討する。	産業遺産 有形民俗文化財	市費	◎	○	○			
	記憶の収集・記録	現在は失われた建物や設備等、地域のものづくりを支えた文化財の来歴やエピソードを収集・記録する。	全分野	市費	○	○		○		
	産業観光の推進【経済労働局】	工場夜景その他、工業にとどまらない市域の産業を観光資源として活用する。	産業遺産	市費 民間費	◎	○	◎			
	市内企業博物館等との連携した情報発信の充実	案内板やパンフレット等の作成、川崎区産業ミュージアムや市内企業博物館との連携を図り情報発信を行う。	全分野	市費 民間費	○	○	○	○		
	川崎河港水門の整備の検討【建設緑政局】	多摩川の高規格堤防整備事業の実施に伴う周辺整備とその後の文化財の価値を踏まえた利活用方法を検討する。	建造物	市費	◎					
(3)-4-関連文化財群③「橘樹郡の成立」										
重	橘樹官衙遺跡群及び関係遺跡の調査と整備	埋蔵文化財の取扱を適切に行い、遺跡群や関係する遺跡の調査を実施し、その成果を反映した整備を検討する。	史跡・埋蔵文化財	国補助 市費	◎			○		
重	発掘調査現地説明会の実施	遺跡群の価値を明らかにする発掘調査の成果をいち早く公開する。	史跡・埋蔵文化財	国補助 市費	◎					
重	整備した展示物の維持管理と経年変化の調査	史跡整備で整備した立体表示や復元倉庫の維持管理、また経年変化の状況を把握する。	史跡・文化財	市費	◎		○	○		
重	史跡めぐりの実施	遺跡群や周辺の遺跡・文化財を専門職員の案内で巡るツアーを実施する。	全分野	国補助 市費	◎					
重	情報発信の強化	SNS等による発信の強化を行うとともに、ARやVR等デジタル技術の活用を検討しながら、関連文化財群の全体像を分かりやすく発信する。	全分野	国補助 市費	◎					
重	橘樹学講座の実施	古代律令制や橘樹郡の歴史文化を知るための講座やシンポジウム等を実施する。	全分野	国補助 市費	◎					
重	にぎわいイベントの実施	地元寺社等と協力して地域内を周遊し歴史文化に親しむイベントを実施する。	—	市費 団体費	◎	○				

取組	内容	分野	財源	実施主体				計画期間		
				川崎市	市民・団体	民間企業	教育機関	1-2年目	3-6年目	7-10年目
(3)-4-関連文化財群④「つわものどもの夢のあと～中世武士の世界～」										
	文化財の所在把握調査	埋蔵文化財の現存状況の把握を含め、過去の調査の追跡調査による現状把握を進め、地域文化財候補を掘り起こす。	古文書 城跡・埋蔵 文化財	市費	◎	○				
新	中世地名の調査研究と伝承の収集	市内に残る中世的な地名についての調査研究や伝承の収集を進める。	—	市費	◎	◎				
	学校教育での活用	授業での活用を進める。	全分野	市費	○	○	○			
	生涯学習での活用	区役所や市民団体等が実施するまち歩き・講座等での活用を進める。	全分野	市費 団体費	○	○				
(3)-4-関連文化財群⑤「厄除け大師への信仰」										
	地域と連携した文化財の掘り起こし	大師信仰に係る未指定の文化財の把握を進め地域文化財候補を掘り起こす。	石造物 古文書	市費	◎	○				
	地域資源をいかしたまちづくりの推進	川崎大師への参詣路である大師道の起点となる東海道川崎宿の魅力の創造・発信を行う。 大師地区の歴史文化の発信・活用を行う。	全分野	市費 団体費	○	○	○			
			全分野	市費 団体費	○	○	○			
(3)-4-関連文化財群⑥「いまに生きる願掛けとご利益」										
	行事等の伝承	願掛けや年中行事を意味や本質とともに伝承する活動の支援をするとともに、次世代に伝えていくため、多様な手法を用いて情報発信を行う。	民俗文化財	市費	○	○	○			
	指定文化財・地域文化財の現状把握調査	文化財調査員・職員による市域で継承されてきた民俗芸能、年中行事やその道具などの民俗文化財の現状把握調査を計画的・定期的に行う。	全分野	市費	◎					
	地域文化財顕彰制度による新たな文化財の把握	地域文化財顕彰制度の運用により、関連文化財群に係る行事など、未指定文化財の把握を進めるとともに、その価値を発信する。	全分野	市費	◎	◎	◎	◎		
(3)-4-文化財保存活用区域①「日本民家園と里山の風景」										
重	文化財の保存・修理	日本民家園の文化財建造物の耐震補強及び屋根替え等保存修理工事を計画的に実施する。	建造物	国補助 県費 市費	◎		◎			
	緑地内の環境整備【建設緑政局】	植生の回復・維持、貴重な生き物、谷戸や湧水の保全と活用等緑地の保全と整備を行う。	記念物	市費	◎	◎	○			
	指定文化財・地域文化財の現状把握調査	文化財調査員・職員による現状把握調査を計画的・定期的に行う。	全分野	市費	◎					
	無形の民俗文化財の活動支援	無形の民俗文化財を伝承する団体への活動支援、日本民家園の文化財建造物を活用した無形の民俗文化財の上演機会の提供を行う。	民俗文化財 (無形)	市費	○	○				
	文化財保護拠点施設の活用	日本民家園・青少年科学館等の魅力ある博物館活動を推進する。	—	市費	◎	○	○			
(3)-4-文化財保存活用区域②「加瀬山」										
	地域文化財顕彰制度による新たな文化財の把握	地域文化財顕彰制度の運用による未指定文化財の把握を進める。	全分野	市費	◎	◎	◎	◎		
	情報発信の充実	幸区役所日吉合同庁舎や夢見ヶ崎動物公園施設における地域の歴史展示、解説板やリーフレット類、SNS等を通じ、現存する文化財だけでなく、市外に保管されている文化財や失われた遺跡等を含む地域の歴史像の発信の充実を行う。	全分野	市費	◎					
	学校教育での活用	授業での活用を行う。	全分野	市費	○		○			
	生涯学習での活用	まち歩き・講座等での活用を行う。	全分野	市費	○	○				

取組	内容	分野	財源	実施主体				計画期間		
				川崎市	市民・団体	民間企業	教育機関	1-2年目	3-6年目	7-10年目
施策の方向性③「文化財をみんなで支える仕組みづくり」										
(4) 文化財の保存・活用の担い手の育成										
(4)-1 文化財所有者・管理者への支援										
	指定文化財の管理支援	指定文化財の所有者に対し、管理奨励金を交付するとともに、専門家と連携し適切な文化財の保存・活用への助言やその意義についての情報提供を行う。	有形文化財 民俗文化財 (有形)	市費	◎					
	記念物(史跡・樹叢)の管理支援	「春日神社・薬師堂・常楽寺境内及びその周辺」の史跡・樹叢の所有者・管理者へ管理奨励金の助成を行うとともに、専門家と連携し助言指導など、管理の支援を行う。	史跡	市費	◎	○				
	適切な保存・活用への助言	文化財の保存・活用に際し、所有者に適切な保存・管理・活用の意義を正しく理解してもらうとともに、助言や情報提供を行うことにより、次世代への継承へつなげる。	全分野	市費	◎					
(4)-2 市民参加型の保存・活用体制の構築										
	文化財ボランティア登録制度の運用	教育委員会が実施する養成講座の修了者を登録し、文化財の保存・活用をともに担う人材として活動の場を作る。また、新たなボランティアを養成する。	—	市費	◎	○				
	日本民家園ボランティア「炉端の会」の運営	日本民家園における火焚きを中心に古民家の保存・活用を担うボランティアグループの運営及び会員の養成を行う。	—	市費	○	◎				
	市民団体との連携	各区で活動する文化財関連団体の把握を進めるとともに、団体と連携し文化財の活用を推進する。	—	市費 団体費	○	◎	○			
新	デジタル技術を活用した市民参加の文化財に関する情報収集・公開の仕組みづくりの検討	市域文化財や文化財関連団体に関して、市民から情報提供を受け公開するデジタル技術を活用した仕組みづくりについて検討を行う。	—	—	○	○	○			
(4)-3 市の役割										
	研修機会の確保による職員の専門性の向上	庁内・外部の研修機会等を通じ専門性やデジタルスキルの向上を図る。	全分野	市費	◎	○	○			
新	庁内関係職員向けの研修の実施	市役所内の関係職員等に向けた、市域の歴史文化に関わる研修を実施し、文化財の保存や活用への理解・関心を高める取組を行う。	全分野	市費	◎					
	専門職(学芸員)、外部専門家の活用	専門知識を有する人材の効果的な活用を推進し、専門知識や技術の確実な継承を図る。	全分野	市費	◎	○	○	○		
	大学や専門機関との連携強化	調査研究機能や資料の保存修復を進めるため、情報収集につとめ、目的に適した関係機関との連携を図る。	全分野	市費	◎		◎			
	附属機関の運営 ※文化財審議会・橋樹官衙遺跡群調査整備委員会・博物館の専門部会	情報収集につとめ、適任の専門家を確保して、文化財の調査・保存・活用に関することについて、教育委員会への諮問機関として、専門家の知見を活用する。	全分野	市費 国補助	◎					

取組	内容	分野	財源	実施主体				計画期間		
				川崎市	市民・団体	民間企業	教育機関	1-2年目	3-6年目	7-10年目
(4)-4 文化財保護拠点の運営										
	博物館の活動の充実	博物館法に定める登録博物館である日本民家園・青少年科学館等の博物館活動の充実を図るとともに情報発信を強化する。常設展示以外の資料の有効活用を進める。	全分野	市費	○			◎		
	地名資料室の活用の推進	地名に関する資料を収集・公開している「地名資料室」を運営し、地名に関する事業を行う。	—	市費	○	○				
	地域拠点の運営・連携の充実	歴史的資料取扱施設、東海道かわさき宿交流館・大山街道ふるさと館等の地域拠点の運営と連携の充実を図る。	全分野	市費	○	○	○	○		
新	民間博物館との連携	市内に所在する博物館施設との情報共有等連携の方策を検討する。	全分野	市費 民間費	○			○		
新	埋蔵文化財の適切な保存管理	発掘調査等で出土した考古資料を收藏するための施設を整備する。併せて、利活用の視点を踏まえて整理するとともに、保管量の適正化を図る。	考古資料	市費 国補助	◎					
	新たなミュージアムの開館に向けた取組	令和元年東日本台風で被災した川崎市市民ミュージアムの再整備に向けた取組を推進する。 ※文化芸術振興計画下での運営管理で調整	全分野	市費	◎					
	博物館の登録・指定	博物館の登録・指定の事務を行うとともに、改正博物館法に則り博物館運営の質の向上に向けた働きかけを行う。	—	市費	◎			○		
(4)-5 市内関係部局及び県・他市町村等との連携										
	川崎市文化財保護活用計画推進会議の運営	本計画の推進にあたり、市役所内部での情報共有・調整の場として運営し、関連文化財群の周知等により市域の文化財の保存・活用を図る。	—	市費	◎					
	国・県主催会議・研修会等への出席	文化財関連の研修や会議に出席し、専門知識の向上や最新の状況把握に努めるとともに、国や県と連携して文化財の保存・活用を図る。	—	市費	◎					
	他市町村文化財部局や市外博物館等施設との連携	用水や多摩丘陵、街道等市域を越えて広がる文化財や、類似の文化財が所在する他市町村と、保存・活用についての情報共有や連携を図る。	—	—	○	○		◎		